令和五年十二月五

日

職 員 \mathcal{O} 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

東京都北区長

山田

加

子

奈

東 京 都 北 区 規 則 第 七 +_

号

 \bigcirc 職 員 \mathcal{O} 勤 勉 手 当 に 関 す 則 る 規 昭 則 和 \mathcal{O} 五. +部 を 年 改 三 正 す 東 る 京 規 則

を う

_

_

 \mathcal{O}

百

を

 \mathcal{O}

百

+

七

•

_

に

百

分

 \mathcal{O}

員

勤

勉

当

に

関

る

規

兀

都

区

規

則

第

九

号

 \mathcal{O}

部

第 次 職 \equiv \mathcal{O} ょ 条 第 に 改 項 手 第 正 す 号 る 中 す \neg 百 分 七 五. 月 百 分 北 五.

五. 百 +を 七 \neg 百 • 分 五 _ \mathcal{O} 五. を + 七 百 分 • 五. \mathcal{O} 百 \equiv に +百 • 分 五 \mathcal{O} 六 に + 改 \Diamond 五. 同 項 第 を 号 百 分 中 \mathcal{O} 六 百 + 分 五 \mathcal{O} _ 五 +に 改 \otimes •

付 則 る

す る 規 \mathcal{O} 則 規 \mathcal{O} 則 は 規 定 は 公 布 令 \mathcal{O} 和 日 五. か 年 5 + 施 行 月 L $\sum_{}$ 日 か \mathcal{O} 5 規 則 適 用 に す ょ る る 改 正 後 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 勤 勉 手 当 に 関 令和五年十二月五

日

職 員 \mathcal{O} 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

東京都北区長

山田

加

子

奈

東 京 都 職 北 区 規 則 勤 勉 第 手 七 当 + に

員

 \mathcal{O}

関

す

る

規

則

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

規

則

 \mathcal{O}

部

号

員 \bigcirc 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 昭 和 五. +兀 年 三 月 東 京 都 北 区 規 則 第 九 号

を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

職

 \mathcal{O}

三

五

を

百

分

百

+

に

改

 \Diamond

同

項

第

号

中

百

分

 \mathcal{O}

五

+

七

五

を

第 \equiv 条 第 _ 項 第 _ 号 中 \neg \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 百 +七 五. _ を \neg 百 分 \mathcal{O} 百 + • 五. _ に 百 分

_ 百 百 + 分 \mathcal{O} 五. +五 _ に ` \neg 百 分 \mathcal{O} \equiv 六 + 五. を _ 百 分 \mathcal{O} 六 + 三 • 七 五 _ に 改 \Diamond る

付 則

 $\overset{\sim}{\smile}$ \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 六 年 兀 月 日 か ら 施 行 す る

規

則 を 公 布 す

令

和

五.

年

+

月 五.

日

る。

会 計 年 度 任 用 職 員 *(*) 給 与 及 び 費

用 弁 償 に 関

す

る 条 例

施 行

規 則

 \mathcal{O}

部

を 改 正 す る

東 京 都 北 区 長

田

Щ

加 奈

子

東京都北区規則第七十三号

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る規則

都

北 会 計 区 規 年 則 度 第 任 三 用 + 職 員 뭉 \mathcal{O} $\overline{}$ 給 \mathcal{O} 与 及 --- 部 U を 費 次 用 弁 \mathcal{O} ょ 償 に う に 関 す 改 正 る す 条 る 例 施 行 規 則 令 和 年 三 月 東 京

さ 八 7 第 号 n 同 0 _ + る 項 期 を 第 以 --- 間 下 条 に 引 第 号 \neg 限 き 中 給 る 続 与 項 \neg 0 1 当 条 中 7 該 例 _ が 任 フ 職 六 用 ル と 員 月 さ タ 1 \mathcal{O} に う れ 1 給 与 満 る Δ た 期 会 12 ず 間 計 関 \mathcal{O} 年 す 適 又 東 度 用 る は 京 任 を 条 _ 都 用 受 例 会 職 け 北 計 昭 X 員 る 年 12 が 職 和 度 お 任 員 五 に け + 用 \mathcal{O} さ 年 お る 例 任 三 11 n に 7 命 る ょ 月 権 __ る 東 に 者 会 لح 京 改 に 計 L 都 北 \Diamond ょ 年 7 度 区 0 て に を 条 任 任 お 削 例

ŋ

第

1

与 第 権 に 者 関 号 に _ す る を \mathcal{O} 条 下 \neg 例 同 に 条 — 昭 第 ょ 和 0 五. 号 て _ + 年 に を \equiv 改 加 月 え \Diamond 東 京 同 都 条 場 北 第 合 _ 区 条 項 を 例 第 _ 五 第 期 号 間 八 号 中 _ に 改 以 給 下 与 8 条 給 例 同 与 項 条 を 第 三 例 \neg 職 号 と 中 員 \mathcal{O} 11

命

_

用

に 7 削 任 お n 用 11 さ 7 同 れ 項 る 第 期 を 間 号 に 引 中 限 き る 続 当 11 該 7 パ が 任 六 用 \vdash 月 さ タ に n 1 満 る L 会 た 期 ず 間 計 年 又 東 度 京 任 は __ 都 用 会 北 職 計 員 区 年 12 が 度 お 任 に け 用 お る さ 1 任 n 7 命 る _ 権 __ に 者 会 改 に 計 \Diamond ょ 年

度

を

う

に

改

 \Diamond

同

条

第

三

項

中

_

給

与

条

例

 \mathcal{O}

適

用

を

受

け

る

職

員

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る

と

L

7

給

0

任

命

権

者

に

_

 \mathcal{O}

下

に

ょ

0

7

を

加

え

場

合

を

期

間

に

改

 \Diamond

同

項

第

三

号

8 中 同 第 条 第 号 _ 兀 項 を 第 兀 同 号 条 中 第 条 뭉 \sqsubseteq 例 \mathcal{O} に 改 適 用 \Diamond を 受 同 け 項 7 第 七 1 号 た 者 中 で カン を 0 削 ŋ を 同 条 カン \mathcal{O} 9 次 に に 次 改

 \mathcal{O} 条 を 加 え る

勤 勉 手 当 \mathcal{O} 支 給 対 象 外 職 員

第 ム 会 + 計 年 条 \mathcal{O} 度 任 用 職 条 員 例 第 同 + 条 六 第 条 三 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 第 規 定 項 に 前 段 ょ ŋ \mathcal{O} 勤 東 勉 京 手 都 当 北 を 区 支 規 給 則 L で な 定 1 \Diamond る と フ لح ル さ タ n 1

る フ ル タ 1 Δ 会 計 年 度 任 用 職 員 を 除 < は 次 に 掲 げ る 者 لح す る

る 期 間 に 限 区 る が 六 月 に 権 満 た ず 又 は 任 --- 会 計 年 度 に お 1 7 任 用 さ が れ る 期 間

六 月 に 満 た な 1 フ ル タ イ Δ 会 計 年 度 任 用 職 員 任 命 権 者 が 别 に 定 8 る 者 を 除

<

東

京

都

北

12

お

け

る

任

命

者

12

ょ

0

7

用

さ

n

る

期

間

に

限

る

通

算

L

7

引

き

続

1

て

任

用

さ

れ

る

期

間

東

京

都

北

区

に

お

け

る

任

命

権

者

に

ょ

0

7

任

用

さ

れ

員 基 準 次 項 日 第 に 兀 新 号 た 又 に 条 は 第 例 \mathcal{O} + 適 用 五. 条 を 受 \mathcal{O} け る \mathcal{O} $\sum_{}$ 規 لح 定 と \mathcal{O} 適 な 用 0 を た 受 フ け ル る タ 者 1 を Δ 除 会 < 計 年 度 任 用 職

三 号 法 及 第 U 第 + 八 号 条 に 第 準 ず 項 る 各 場 号 又 合 を は 除 休 < 職 規 則 \mathcal{O} 第 規 定 条 に 第 三 該 当 号 若 L て L 休 < 職 は に 第 兀 さ n 号 て 同 1 る 条 フ 第

ル タ 1 4 会 計 年 度 任 用 職 員

兀 法 第 + 九 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 停 職 に さ れ 7 1 る フ ル タ 1 A 会 計 年 度 任 用

職

員

用

職

員

は

次

に

撂

げ

る

者

لح

す

る

ず

n

カン

に

該

当

L

た

フ

ル

タ

1

 Δ

会

計

年

度

任

用

職

員

五

退

職

後

引

き

続

1

7

給

与

条

例

 \mathcal{O}

適

用

を

受

け

る

ک

と

لح

な

0

た

者

1

4

会

計

年

度

任

用

職

員

を

除

<

は

次

に

掲

げ

る

者

と

す

る

れ

計 年 度 任 用 職 員

五

法

第

五

+

五.

条

 \mathcal{O}

第

項

た

だ

L

書

に

規

定

す

る

許

可

を受

け

て

1

る

フ

ル

タ

1

A

会

六 条 た 例 期 育 第 間 児 + が 休 六 業 あ 条 る 中 \mathcal{O} フ \mathcal{O} ル フ 第 タ ル _ タ 1 項 Δ 1 後 会 4 段 計 会 年 \mathcal{O} 計 度 東 年 京 任 度 用 都 任 職 北 用 区 員 職 規 以 員 外 則 \mathcal{O} で \mathcal{O} う 定 フ ち \Diamond ル る 支 タ フ 給 1 ル A 期 タ 会 間 1 計 に A 年 お 会 度 1 計 任 て 年 用 勤 度 職 務 任 員 L

退 職 L 又 は 死 亡 L た 日 に お 1 7 前 項 第 号 及 び 第 三 号 カン 5 第 六 号 ま で \mathcal{O} 1

兀 三 法 法 退 職 第 第 後 + + 新 た 九 八 に 条 条 条 \mathcal{O} 第 例 規 定 \mathcal{O} 項 適 12 \bigcirc 用 ょ 規 を ŋ 定 受 免 に 職 ょ け る さ ŋ ک 免 れ لح た 職 لح フ さ な ル れ タ た 0 た フ 1 フ A ル ル 会 タ タ 計 1 年 1 A 度 会 A 会 任 計 計 用 年 年 職 度 度 員 任 用 任 用 職 職 員 員

任 六 用 条 職 例 退 員 第 職 三 後 同 + 引 条 条 き 第 \mathcal{O} 続 三 1 第 7 項 幼 \mathcal{O} 規 項 稚 定 前 亰 に 段 教 ょ 育 \mathcal{O} n 東 職 勤 京 員 勉 給 都 北 与 手 当 区 条 を 規 例 支 則 \mathcal{O} 給 で 適 L 定 用 な \Diamond を 受 1 る ک パ け لح る ک と 1 さ タ と لح れ イ る A な パ 会 9 計 た 1 年 者 タ 度

る 期 引 間 き に 続 限 1 る 7 任 用 が さ 六 n 月 る に 期 満 間 た ず 東 京 都 又 北 は 区 会 に 計 お 年 け 度 る に 任 お 命 1 権 者 7 に 任 用 ょ さ 0 n 7 る 任 期 用 間 さ

任 用 職 員 は 次 12 掲 げ る 者 لح す る

六 月 東 に 京 満 都 た 北 な 区 に 1 パ お け 1 る タ 任 1 命 ム 権 者 会 計 に 年 ょ 度 0 任 7 用 任 職 用 員 さ れ 任 る 命 期 間 権 者 に が 限 別 る に 定 \Diamond が る 通 者 算 を L 除 7

< .

三

基 準 日 に 新 た に 条 例 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る لح と な 0 た パ 1 タ イ Δ 会 計 年 度 任 用

職 員 次 項 第 兀 号 又 は 第 + 五. 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 者 を 除 <

法 号 及 第 び 第 + 八 号 条 に 第 準 ず 項 る 各 場 号 又 合 を は 除 休 < 職 0 規 則 第 \mathcal{O} 規 定 条 に 第 \equiv 該 当 号 若 L 7 L 休 < 職 は に 第 さ 兀 れ 号 て 1 同 る 条 パ 第

ートタイム会計年度任用職員

兀 法 第 + 九 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ ŋ 停 職 に さ れ 7 11 る パ 1 タ 1 A 会 計 年 度 任 用 職

会計年度任用職員

五

法

第

五.

+

五

条

 \mathcal{O}

第

項

た

だ

L

書

に

規

定

す

る

許

可

を

受

け

7

1

る

パ

1

タ

1

 Δ

員

六 L た 育 児 期 間 休 業 が あ 中 る \mathcal{O} パ パ 1 1 タ タ 1 1 Δ Δ 会 会 計 計 年 年 度 度 任 任 用 用 職 職 員 員 以 \mathcal{O} 外 う 5 \mathcal{O} パ 支 1 給 タ 期 1 間 A に 会 お 計 11 年 7 度 勤 任 務

用職員

七 \equiv + 分 週 未 間 満 当 た \mathcal{O} パ ŋ \mathcal{O} \vdash 勤 タ 務 1 日 Δ 数 会 が 計 年 日 度 以 任 下 用 カン 職 0 員 週 間 当 た n \mathcal{O} 勤 務 時 間 が 十 五. 時 間

4 条 例 第 三 + 条 \mathcal{O} 第 __ 項 後 段 \mathcal{O} 東 京 都 北 区 規 則 で 定 \Diamond る パ 1 タ 1 Δ

会

計

年

度

退 職 L 又 は 死 亡 L た 日 に お 1 7 前 項 第 号 及 75 第 三 뭉 カン ら 第 七 号 ま で \mathcal{O} 1

ず れ カン に 該 当 L た パ 1 タ イ A 会 計 年 度 任 用 職 員

法 第 + 八 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 免 職 さ れ た パ \vdash タ 1 A 会 計 年 度 任 用 職 員

兀 退 職 後 新 た に 条 例 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る ک لح لح な 0 た パ 1 タ 1 Δ 会 計 年 度 任 用 職

員

三

法

第

+

九

条

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

ŋ

免

職

さ

れ

た

パ

1

タ

1

A

会

計

年

度

任

用

職

員

号 前 並 第 条 U + 第 に 前 項 条 条 第 中 第 兀 ___ 号 項 前 _ 第 条 六 第 を 号 \neg _ 第 項 に 第 六 十 号 次 条 第 \mathcal{O} を 各 号 第 項 第 に _ 十 兀 号 を 及 条 てバ 次 第 に 第 \equiv 項 に 第 項 改 六 第 兀 \Diamond 号 号 及 並 同 び び 条 第 三 に 第 項 前 条 号 第 第 中 六

項第四号」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当の支給割合)

第

則 則 定 勤 任 築 8 第 用 + で 三 る 九 職 定 日 割 号 数 員 \Diamond 条 合 に لح る \mathcal{O} 12 別 応 支 L 次 表 じ 給 7 項 第 た 在 割 条 に _ 職 職 合 例 規 上 員 L は 第 定 欄 \mathcal{O} た + す に 勤 期 支 六 る 掲 勉 間 給 条 げ 成 手 期 \mathcal{O} 績 当 間 る 以 率 欠 12 下 第 に を 勤 関 お _ 等 す 乗 勤 け 項 ľ 日 る 務 る 及 7 期 そ 75 数 規 得 則 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 第 三 た 者 区 割 分 昭 لح + \mathcal{O} 合 に 和 1 条 条 と 応 五 う 例 \mathcal{O} 0 す じ + \mathcal{O} $\overline{}$ 兀 る 適 第 そ 年 12 用 三 れ お を 項 ぞ 受 月 け \mathcal{O} n 東 る け 東 同 京 そ る 京 表 都 \mathcal{O} 会 都 下 北 者 計 北 欄 区 \mathcal{O} 年 区 に 規 度 欠 規

成

績

率

は

会

計

年

度

任

用

職

員

 \mathcal{O}

勤

務

成

績

に

ょ

V)

`

任

命

権

者

が

特

別

区

人

事

委

員

会

承 認 を 得 て 定 \Diamond る 割 合 لح す る

 \mathcal{O}

3 年 法 第 律 --- 第 項 __ \mathcal{O} 号 規 定 第 に + カン 兀 カン 条 わ に 6 ず 掲 げ る 勤 事 務 由 期 に 間 該 に 当 お L 11 7 7 休 教 職 育 さ 公 れ 務 7 員 特 11 る 例 期 法 間 昭 以 和 下 +結 兀

核 休 職 期 間 لح 1 う 0 \mathcal{O} あ る 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 支 給 割 合 は 支 給 月 数 に 勤 務

に 期 定 間 に \Diamond る お 割 け 合 る そ を 乗 \mathcal{O} U 者 7 \mathcal{O} 得 次 た \mathcal{O} 割 各 号 合 に に 撂 前 項 げ に る 規 会 定 計 す 年 る 度 任 成 績 用 率 職 員 を 乗 \mathcal{O} ľ X て 分 得 に た 応 割 じ 当 合 لح 該 す 各 号 る

欠 勤 筡 日 数 が 七 + 日 未 満 \mathcal{O} 者 百 分 \mathcal{O} 百

欠 勤 等 日 数 が 七 + 日 以 上 \mathcal{O} 者 次 号 及 75 第 兀 号 に 掲 げ る 者 を 除 <

除 < 0 百 分 \mathcal{O} 百

 \equiv

項

に

規

定

す

る

部

分

休

業

筡

に

ょ

り

勤

務

L

な

1

時

間

が

な

11

者

次

号

に

掲

げ

る

者

を

兀

条

 \mathcal{O}

第

項

に

規

定

す

る

欠

勤

築

 \mathcal{O}

期

間

結

核

休

職

期

間

を

除

<

0

 $\overline{}$

及

び

同

条

第

三

欠

勤

等

日

数

が

七

十

日

以

上

で

勤

務

期

間

中

 \mathcal{O}

結

核

休

職

期

間

以

外

 \mathcal{O}

期

間

に

第

十

 \mathcal{O}

八

+

兀 勤 務 期 間 中 に 第 + 兀 条 \mathcal{O} 第 項 に 規 定 す る 欠 勤 等 \mathcal{O} 期 間 以 外 \mathcal{O} 期 間 が な

る 11 部 場 分 合 休 又 業 は 等 勤 に 務 ょ 期 ŋ 間 中 勤 務 12 L 同 な 項 12 1 時 規 間 定 が す あ る る 欠 場 勤 合 等 に \mathcal{O} お 期 1 間 て 及 び 勤 同 務 条 期 第 \equiv 間 $\overline{}$ 項 第 に 規 + 定 兀 す

第 項 12 規 定 す る 週 休 H 等 を 除 < 0 カン 5 欠 勤 等 日 数 を 減 じ た H 数 が H 未

条

百

分

満となる者零

4 前 項 に 規 定 す る 支 給 月 数 \mathcal{O} 割 合 は 百 分 \mathcal{O} 百 + 五. لح す る

条 第 を + _ 第 兀 条 + \mathcal{O} 三 見 条 出 _ L を に 改 \neg \Diamond 期 末 \neg 手 除 < 当 \mathcal{O} 以 欠 下 勤 等 \mathcal{O} 日 下 数 に ح に 改 \mathcal{O} 条 \Diamond 及 \mathcal{O} び 同 下 第 条 に 第 + __ 五. 項 $\overline{}$ 第 条 中 に

五. 1 _ 部 条 7 分 に 休 お を 業 加 1 等 て え に _ ょ 部 同 ŋ 分 条 第 勤 休 務 業 \equiv L 等 項 な 中 に ょ 11 時 n 部 分 間 勤 務 休 と L 業 に な 11 う ょ 11 時 n 勤 間 _ 務 لح L を な 削 1 う ŋ 1 時 間 同 \sqsubseteq 条 \mathcal{O} を

次

に

次

 \mathcal{O}

条

を

加

え

以

下

+

お

前

(勤勉手当の欠勤等日数)

第

加

え

る

+ 第 三 兀 項 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 第 適 用 + 三 を 受 条 け \mathcal{O} る ŧ \mathcal{O} 欠 \mathcal{O} を 勤 除 等 < 日 数 以 は 下 勤 務 \mathcal{O} 条 期 間 及 75 中 第 \mathcal{O} 次 十 に 五 撂 条 げ \mathcal{O} る 期 に 間

に 7 お _ け 欠 勤 る 等 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 期 所 間 定 と \mathcal{O} 勤 11 務 う 時 間 に لح 0 に 1 当 て 該 勤 務 欠 勤 L 等 な 11 \mathcal{O} 時 期 間 間 カン を 合 5 計 週 L 休 た 日 時 等 間 を 除 を 七 1 時 た

兀 + 五 分 を ŧ 0 7 日 第 八 号 に 掲 げ る 期 間 に あ 0 7 は 日 と す る لح L

する。)を合計した日数とする。

7

換

算

L

た

日

数

日

未

満

 \mathcal{O}

端

数

 \mathcal{O}

時

間

が

あ

る

と

き

は

ک

れ

を

切

ŋ

捨

7

た

日

数

لح

用

職

間

日

1

員 と 法 第 L 7 在 + 八 職 L 条 た 第 期 間 項 各 号 \mathcal{O} 規 定 に 該 当 L 7 休 職 に さ れ 7 1 る 会 計 年 度 任

お

三 兀 五 間 口 1 < L L < 0 0 第 等 育 等 育 7 第 休 そ で を 7 児 当 児 在 在 職 n あ 当 合 に に ぞ 関 該 算 休 関 該 中 休 職 + 職 + 規 0 \mathcal{O} れ す 育 業 す 育 業 L L 則 7 L \mathcal{O} 規 児 児 法 第 \mathcal{O} る た \mathcal{O} る 会 た 条 た 条 定 期 当 期 12 条 休 期 承 条 休 計 第 期 \mathcal{O} \mathcal{O} 業 間 該 例 業 間 認 例 年 間 間 該 条 当 を 育 第 \mathcal{O} に 第 \mathcal{O} 度 条 第 第 第 三 合 児 三 係 三 承 任 第 ___ L 承 が 算 休 条 認 る 条 認 用 項 項 7 号 L 業 \mathcal{O} に 月 期 \mathcal{O} に 職 項 第 第 休 及 た 間 係 兀 職 び \mathcal{O} 係 以 員 五 \mathcal{O} 期 12 لح 規 号 号 12 第 承 る 下 に る $\overline{}$ 間 認 規 期 で 当 規 期 定 及 及 さ 兀 L に 定 間 該 定 間 7 に CK び n 号 あ 第 係 す 期 す 7 が \mathcal{O} る \mathcal{O} 在 ょ 第 三 三 る る 育 間 職 る 同 全 る 全 1 期 児 が 部 育 項 項 る 条 月 期 部 期 L 間 間 児 会 第 以 が 休 間 が た 第 第 計 下 内 子 業 以 子 期 休 五. 兀 __ 内 当 で に 上 に 間 業 号 号 年 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 該 に に 度 あ あ 出 あ あ 出 及 期 生 次 び る る 生 る る 掲 撂 任 لح 育 育 げ げ 間 育 \mathcal{O} に 用 第 \mathcal{O} 児 児 が き 児 掲 る る 職 日 日 休 休 休 げ 会 会 員 号 カン は カン 計 業 業 業 لح 以 ら 5 る 計 に そ 準 上 以 職 で 職 育 年 年 L 児 ず あ 外 員 れ あ 員 度 度 7 る \mathcal{O} \mathcal{O} ぞ 0 \mathcal{O} 休 任 任 在 る

六

職

免

条

例

第

条

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

n

職

務

に

専

念

す

る

義

務

を

免

除

さ

れ

カン

0

第

+

条

と

き

は

育

児

休

業

育

児

休

業

れ

 \mathcal{O}

期

間

て

当

該

育

児

休

業

業

を

除

用

職

員

لح

用

職

員

لح

職

L

た

期

場

合

を

除

2 等 年 + 九 八 七 + + に 度 休 間 前 な る は \mathcal{O} 暇 第 0 三 会 会 相 任 項 暇 病 引 会 1 _ 当 用 気 に 結 私 計 期 計 基 短 き と 計 項 す 職 規 核 事 と 年 間 年 準 期 休 続 年 に 1 員 定 休 欠 度 暇 < う 規 る 1 度 日 \mathcal{O} 度 0 12 す う 七 任 定 日 職 勤 任 任 \mathcal{O} 病 \mathcal{O} $\overline{}$ 等 用 用 す を 係 る 期 用 前 気 期 日 $\overline{}$ 除 る t 間 \mathcal{O} 職 職 日 休 間 以 に 職 る 1 同 取 員 暇 上 ょ 承 \mathcal{O} に 員 \mathcal{O} 員 た 項 扱 ょ 勤 勤 と に n 勤 認 \mathcal{O} 属 \mathcal{O} 日 11 り 務 務 す 期 1 わ 勤 務 を \mathcal{O} ほ 数 欠 カン を 勤 時 時 る 間 う た 務 時 受 0 を 勤 受 5 務 間 間 月 L 間 け \mathcal{O} 等 支 同 け 規 規 初 な な 規 7 L 項 給 た 則 日 な 則 則 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 11 11 日 \mathcal{O} 数 期 期 1 第 第 数 う \mathcal{O} 病 期 第 な 合 間 十 \mathcal{O} 間 間 期 が ち 気 1 属 + 計 算 間 + 休 六 12 勤 す 期 八 L 定 務 る 暇 次 条 間 お 勤 た に 1 条 条 期 月 務 \mathcal{O} 号 に 当 に に 間 に 規 講 日 期 取 7 当 数 た 規 規 に 間 掲 勤 扱 定 演 に 定 に げ す 等 0 務 定 お 該 11 す す 加 7 期 11 初 お を る る を 算 る る て 受 期 行 は 間 日 け 病 \equiv す 介 が る 間 気 0 以 生 け 当 護 以 休 る 外 理 基 短 た を た 該 \mathcal{O} 休 休 上 準 期 期 除 暇 期 暇 期 期 暇 あ 日 \mathcal{O} 間 < 間 間 間 に る で 病 以 を カン が 以 ょ 場 あ 気 以 下 除

3

前

項

に

規

定

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

ほ

カン

第

項

 \mathcal{O}

欠

勤

等

日

数

 \mathcal{O}

算

定

12

当

た

0

7

は

日の

5

凋

休

日

あ

る

会

計

ŋ

勤

務

L

休

暇

 \mathcal{O}

期

下

短

期

合

に

限

る

場

合

に

<

病

気

休

下

介

護

4

務 務 ح 業 لح 受 間 暇 務 7 職 7 間 単 け 務 所 時 承 等 け 7 を 定 L 員 を 位 第 L ろ 1 と 介 間 認 と な に に う 以 免 な 日 単 た 11 \mathcal{O} さ لح 時 下 規 L 位 項 ょ ょ 護 11 L 11 な 除 勤 $\overline{}$ 則 期 7 と 7 及 時 n り 間 休 さ 務 n L 1 第 た 間 間 暇 在 7 L 承 び 勤 に 又 介 期 れ 時 場 カン 職 換 7 認 第 に 務 ょ は 護 若 間 た 間 日 ح 条 合 6 L 算 承 さ 加 又 L ŋ 育 時 L \mathcal{O} لح 第 に 凋 た L 認 n 項 算 は な 勤 児 間 < 講 _ お 休 期 た さ た す 時 務 休 は に \mathcal{O} 11 演 部 項 け 間 場 規 る 間 業 لح 等 ょ に 日 日 れ 時 L 会 \mathcal{O} る 等 に 及 た 合 定 に 間 な 法 1 計 を り 0 _ 規 勤 を あ び 場 に は 換 1 第 う 年 行 1 勤 + 定 務 お 算 度 務 除 0 合 لح 時 0 て た に L 7 に け 介 1 間 九 任 L 11 日 L ょ う 用 な た は 未 お る 護 条 に 期 な 職 ک ŋ 1 日 満 休 第 ょ 職 間 免 け 勤 第 1 定 時 に 務 暇 \mathcal{O} Ŋ 員 を 時 条 日 \mathcal{O} る 間 端 に が 除 間 8 お を 勤 L 項 条 項 勤 勤 例 を < 6 け 単 数 務 な ょ 及 に 務 務 第 \mathcal{O} あ 合 n る 位 \mathcal{O} L 1 ŋ 換 る び 規 L 時 減 لح た 計 算 勤 時 な 期 と 第 定 な 間 免 条 勤 そ L 務 間 L き す 規 \mathcal{O} L 間 務 1 に 基 11 た 7 \mathcal{O} L 時 か た + る 時 則 係 準 規 は る 者 時 な 承 パ 間 6 な 日 五 部 間 第 第 定 _ 三 間 認 数 分 ŧ に \mathcal{O} 1 を 凋 1 任 条 勤 を さ 休 命 休 私 + ょ 時 \vdash 七 期 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 会 時 業 事 12 り 務 間 n タ 日 間 合 権 条 に 時 計 لح た 1 間 等 に 計 者 に 欠 に 限 規 職 間 年 時 場 A 兀 を L が お 以 勤 規 る 定 務 0 す を 度 間 合 会 + 除 1 た 别 11 下 等 定 に 同 任 を に 計 五 1 7 日 に 7 \mathcal{O} す る 専 条 用 部 る 単 お 年 分 た は 数 定 取 承 念 _ 第 職 \Diamond 認 す 位 け 度 を 又 部 分 扱 介 病 日 員 と る 任 と る 分 休 護 気 を る \$ 日 は 1 項 勤 用 時 と 休 業 受 L 勤 0 を 勤 を 時 休 義

算 る に 算 規 L た 出 定 日 率 す _ 及 る び لح 勤 11 務 う 時 日 未 間 満 で 除 \mathcal{O} で 端 除 L 数 L 7 得 \mathcal{O} 7 得 た 時 た 数 間 لح 時 以 す 間 下 る を 七 _ パ 時 間 を 合 兀 1 + タ 計 L 五. 1 た 分 ム を 会 日 計 及 \$ び 0 年 時 7 度 任 間 --- が 日 用 \equiv لح 職 員 十 L 日 7 に を 換 係

超えない場合は、適用しない。

5 間 n 五 休 パ ぞ 分 業 を 第 を パ 三 に n 1 ŧ ょ 七 項 0 1 り タ 時 \mathcal{O} 7 タ 勤 1 間 規 --- イ 務 Δ 兀 定 日 A L 会 + は と 会 な 計 五 計 年 分 介 11 7 時 度 を 護 年 換 度 間 任 \$ 時 算 任 に 用 間 0 L 用 職 又 あ 7 た 員 職 は 0 日 لح 員 7 日 部 及 と 分 に は L 当 び 係 休 7 L る 該 在 業 7 --- 日 算 勤 職 換 に 未 出 務 L 算 ょ 満 率 た L り L で 期 た \mathcal{O} な 勤 端 除 間 務 11 日 に 数 L 時 及 L \mathcal{O} 7 間 お び な 得 時 を 1 1 た そ 間 7 日 時 と 時 n 介 未 間 ぞ す 間 護 満 に る を n 時 \mathcal{O} 0 七 合 間 端 1 時 計 又 数 7 間 は を L \mathcal{O} は 合 兀 た 部 時 計 十 時 間 そ 分

L た 日 及 び 時 間 が 三 + 日 を 超 え な 1 場 合 は 適 用 L な 1)

6

た 第 L そ な パ \mathcal{O}] 11 項 者 時 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 間 タ 規 定 勤 を 1 会 務 \mathcal{O} A 会 時 計 適 間 年 用 計 を 度 に 年 三 任 度 9 + 用 1 任 八 職 7 用 職 • 員 は 勤 七 員 لح 五 務 同 で 時 項 L 除 間 7 中 在 L 規 則 職 7 勤 得 第 務 L た た L 数 期 条 な で 第 間 11 除 時 中 L 項 間 \mathcal{O} 7 \mathcal{O} 欠 得 規 لح 勤 た 定 あ 等 時 に る \mathcal{O} 間 ょ \mathcal{O} 期 \sqsubseteq n は 間 に と 定 す 8 対 る 5 勤 す れ る 務

(減額率)

第 が + あ る 兀 者 条 \mathcal{O} に 三 対 す る 勤 第 務 期 + 間 三 に 条 お \mathcal{O} 1 7 次 第 に 掲 項 げ \mathcal{O} 規 る 定 事 \mathcal{O} 由 適 用 以 に 下 0 減 1 7 額 は 事 由 _ 同 項 لح 中 1 う 成

績

規 率 則 を 別 乗 ľ 表 第 て _ 得 た に 撂 割 げ 合 る 当 لح 該 あ 減 る 額 \mathcal{O} 事 は 由 に 応 成 ľ 績 そ 率 れ を ぞ 乗 ľ ħ 7 \mathcal{O} 得 割 合 た を 割 減 合 じ に 7 百 得 分 た \mathcal{O} ŧ 百 カン \mathcal{O}

を

そ

5

同

n ぞ れ 乗 じ 7 得 た 割 合 と す る

私 事 欠 勤 等 \mathcal{O} 取 扱 1 を 受 け た 期 間 が あ る لح

法 第 + 九 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ Ŋ 停 職 に さ n た ک لح

兀 \equiv 法 法 第 第 + + 九 九 条 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 定 定 に に ょ ょ ŋ 1) 戒 減 告 給 に に さ さ れ n た た ک ۲ لح لح

2

任 用 前 職 項 員 第 と 号 L 7 \mathcal{O} 在 私 職 事 欠 し た 勤 期 等 間 \mathcal{O} に 取 扱 あ 0 11 7 を 受 は け 当 た 該 期 間 期 間 は 12 お 日 け パ る 私 事 1 欠 タ 勤 1 等 A \mathcal{O} 会 計 取 扱 年 1 度

時 \mathcal{O} 場 間 合 兀 に + お 五 1 分 を 7 ŧ 0 日 て \mathcal{O} 所 日 定 と \mathcal{O} L て 勤 務 換 算 時 間 L \mathcal{O} た -- 日 部 と に す 0 る 1 7 私 を 事 単 欠 位 勤 と 築 L \mathcal{O} 7 取 計 扱 算 1 す る を

た $\sum_{}$ と が あ る لح き は 当 該 私 事 欠 勤 筡 \mathcal{O} 取 扱 1 を 受 け た لح を 任 命 権 者 が 別

 \mathcal{O} 端 数 を 切 ŋ 捨 7 る ŧ \mathcal{O} لح す る

3

前

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

n

算

定

L

た

支

給

割

合 に

千

分

 \mathcal{O}

+

未

満

 \mathcal{O}

端

数

が

あ

る

と

き

は

そ

受

け

に

定

 \Diamond

る

と

ح

ろ

に

ょ

1)

日

に

換

算

す

る

 $\sum_{}$

七

を 受

け

た

時

間

を

パ

1

タ

1

4

会

計

年

度

任

用

職

員

に

係

る

算

出

率

で

除

7

得

た

時

間

を

中 第 + \mathcal{O} 条 五 に 条 \mathcal{O} お 1 見 て 出 _ L 中 を 削 \neg n 欠 勤 等 前 日 数 \sqsubseteq 条 を を 期 第 末 手 当 + \equiv \mathcal{O} 条 欠 及 勤 てバ 等 第 日 数 + _ 兀 に 条 改 \Diamond に 改 同 8 条

同 条 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 条 を 加 え る

勤 勉 手 当 \mathcal{O} 欠 勤 等 日 数 \mathcal{O} 算 定 \mathcal{O} 特

第 + 五 条 \mathcal{O} 給 与 条 例 適 用 職 員 等 が 引 き 続 1 7 条 例 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 会 計 年 度

例

年 任 度 用 任 職 用 員 職 基 員 に 準 な 日 0 又 た は 者 基 を 準 除 日 < 前 0 箘 لح 月 な 以 内 9 に た 場 給 合 与 に 条 お 例 11 適 7 用 は 職 員 条 等 例 が 滴 退 用 職 前 L \mathcal{O} 東 会 京 計

都 北 区 職 員 لح L 7 在 職 L た 期 間 欠 勤 等 \mathcal{O} 期 間 に 相 当 す る 期 間 凋 休 日 等 に 相 当

間 す 及 る U 日 減 額 --- 事 日 由 \mathcal{O} に 所 相 定 当 \mathcal{O} す 勤 る 務 事 時 間 由 に を 相 そ 当 n す ぞ る n 時 条 間 例 部 \mathcal{O} 適 分 用 休 を 業 受 等 け に る ょ 職 ŋ 員 勤 لح 務 L L 7 な 在 1 職 時

L た 期 間 欠 勤 等 \mathcal{O} 期 間 週 休 日 等 日 \mathcal{O} 所 定 \mathcal{O} 勤 務 時 間 部 分 休 業 等 に ょ ŋ

規 定 を 滴 用 す る

勤

務

L

な

11

時

間

及

び

減

額

事

由

と

4

な

L

て

第

+

三

条

 \mathcal{O}

及

75

第

+

兀

条

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

第 第 + 六 + 六 条 第 条 \mathcal{O} 項 見 出 \mathcal{O} L 中 下 に \neg 期 \neg 又 末 は 手 当 第 + 基 六 磔 条 額 \mathcal{O} を 第 基 礎 項 _ 額 _ を 加 に 改 え \Diamond 期 同 末 条 手 第 当 基 項 磔 中 額

額 _ に 改 \Diamond 同 条 第 項 中 _ 期 末 手 当 基 礎 額 を 基 礎 額 に 改 \Diamond 同 条

額 第 を 三 _ 基 + 礎 条 額 第 項 に _ 改 8 \mathcal{O} 下 12 同 条 \neg 第 及 兀 U 第 項 \equiv カン + 5 第 条 六 \mathcal{O} 項 ま 第 で \mathcal{O} 項 _ 規 定 を 加 中 え 期 末 手 期 当 末 基 手

礎 額 を 基 礎 額 _ に 改 \Diamond る

当

基

礎

第

三

項

中

を

基

礎

第 + 七 条 \mathcal{O} 見 出 L 中 _ 期 末 手 当 \mathcal{O} _ を 削 n 同 条 第 項 中 _ 及 び 第 \equiv + 条 第

項 _ 期 末 を 手 当 \mathcal{O} 第 + 六 を 条 削 ŋ \mathcal{O} 第 同 項 各 項 号 中 第 三 期 + 末 条 第 手 当 項 \mathcal{O} 及 下 U に 第 三 及 + \mathcal{U} 条 勤 \mathcal{O} 勉 第 手 当 項 を 加 に え 改 る \otimes

付則

ک \bigcirc 規 則 は 令 和 六 年 几 月 日 か 5 施 行 す る

令和五年十二月五日

京 都 北 区 旅 館業 法 施 行細 則 の 一 部 を 改 正す る 規 則 を 公 布す る。

東

山田加

東

京 都

北

区長

子

奈

東京都北区規則第七十四

号

東 京 都 北 区 旅 館 業 法 施 行 細 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

東 京 都 北 区 旅 館 業 法 施 行 細 則 昭 和 五 十 五. 年 五. 月 東 京 都 北 区 規 則 第 + 七 号 \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

書 及 第 + U 第 七 九 条 条 \mathcal{O} 第 見 出 項 L 第 及 三 \mathcal{U} 号 同 た 条 だ 中 L \neg 書 第 九 に 条 第 改 \Diamond 項 た 同 だ 条 第 L 書 _ 号 中 を 第 八 + 人 条 第 を --- 号 た + だ 人 以 し

に 改 \Diamond 同 条 第 号 中 _ + 室 を 五. 室 以 下 に 改 \Diamond る

下

条 第 第 + 号 八 中 条 中 _ 第 + 五. 九 分 条 _ 第 を 項 \neg お 第 お 号 む ね 1 + を 分 第 に 九 条 場 第 所 _ に 項 管 第 三 理 事 号 務 1 所 (2) \sqsubseteq 等 が に あ 改 \Diamond 1)

体制が整備され、かつ」に改める

付則

(施行期日)

1

 \mathcal{O} 規 則 は 令 和 六 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る

(経過措置)

2 な 第 さ れ 項 \mathcal{O} 7 \mathcal{O} 規 1 規 則 定 \mathcal{O} る に 施 施 設 ょ 行 で り \mathcal{O} あ 経 際 0 営 7 \mathcal{O} 現 許 に 東 可 旅 京 を 館 都 受 業 北 け 法 区 7 旅 昭 11 館 る 和 業 営 法 業 + 施 施 三 行 設 年 条 及 法 CK 律 例 現 $\overline{}$ 第 平 12 百 成 三 当 該 + + 許 八 兀 口 号 年 \mathcal{O} 三 申 第 三 月 請

京

都

北

区

条

例

第

兀

号

第

九

条

第

項

第

三

号

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

ŋ

難

1

t

 \mathcal{O}

に

係

る

同

号

た

だ

東

が

条

を

同

に + \mathcal{O} し 限 規 七 書 条 る 則 \mathcal{O} \mathcal{O} 各 規 号 模 施 に を 行 \mathcal{O} す 規 9 \mathcal{O} 定 る 日 \ \ に 営 7 以 業 後 は か 施 か に 7 設 構 わ に 造 5 \mathcal{O} ず 係 設 規 る 備 則 当 \bigcirc に な 該 変 ょ お る 規 更 従 模 $\overline{}$ 前 改 に 宿 正 \mathcal{O} 泊 後 例 9 定 に \mathcal{O} 7 て 員 ょ 東 は 又 る 京 は ک 都 ک 客 لح 北 室 が 区 \mathcal{O} 限 数 旅 で ŋ き 館 \bigcirc で 業 増 る 加 法 な を 施 1 た 伴 だ 行 う 細 L t 則

 $\sum_{}$

第

 \mathcal{O}

令和五年十二月五日

京 都 北 区立 保 育 所 条 例 施行 規 則 *(*) 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布す る。

東

区長 山 田 加 奈

東 京

都

北

子

東 京 都 北 区 規 則 第 七 +

五

号

京 都 東 北 京 区 都 立 北 保 区 育 <u>\f</u> 所 保 条 育 例 所 条 施 例 行 規 施 行 則 規 平 則 成 \mathcal{O} + 年 部 \equiv を 月 改 東 正 京 す る 都 北 規 区 則 規 則 第

+

号

 \mathcal{O}

を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

東

部 別 表 第 東 京 都 北 区 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 豊 島 0 ぼ 4 保

育

亰

 \mathcal{O}

項

を

削

る

کی \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 六 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る

付

則

- 1 -

布

す る。

令

和 五.

年

+ _

月

五.

日

東 京 都 北 X 学 童 ク ラ ブ \bigcirc

運

営 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 *(*) 部 を

改 正

す

る 規 則 を 公

Щ 田 加

東 京

都

北

区

長

奈

子

東 京 都 北 区 規 則 第 七 + 六

号

東 京 都 東 北 京 区 都 学 北 童 区 学 ク ラ 童 ク ブ ラ \bigcirc ブ 運 営 \mathcal{O} に 運 関 営 に す る 関 条 す 例 る 施 条 行 例 規 施 則 行 規 $\overline{}$ 則 平 成 \mathcal{O} + 部 を 年 三 改 正 月 東 す 京 る 都 規 北 則 区

規 則 第 + 五. 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

 \mathcal{O} 項 中 _ 京 都

兀 \bigcirc を 五. \bigcirc に 改 \otimes る

第

別

表

第

東

北

区

田

端

ぽ

Š

5

ク

ラ

ブ

第

 \mathcal{O}

項

及

び

東

京

都

北

区

田

端

ぽ Š

5

ク

ラ

ブ

別 記 第 号 様 式 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る

- 1 -

学童クラブ利用申請書

東京都北区長 殿

下記のとおり、学童クラブ利用の申請をします。

申請	青日(西暦)					年			月			日	F	申請	区	分	い	ずれ:	かに	ニチ	エッ	ク	>			新規	見] ;	継続	Ē
,	住所	₹				-																									
携	帯電話						保	!護	者	1													保	護 i	者	2					
	号等 号等				<u> </u>	-					_									-	_					-	_				
		フ	リナ	げ ナ											在第	きし	てい	る	(す	-る:	予点	₹)	(新 1	年	生生	カ場	合)	诵	園し	、て
申			氏名	, , ,					生	年	月	日					校名					_,					· 保				
請								年(西層	Ē)	月		日							,	小学	-									
児																					, , ,	·//X									
童															(茅	新)					年	生									
	家庭から				の時	間	>		片	道	約						分														
保護			リ 氏名	ザ ナ コ				続柄	利	用を	希望	望す	-る	理由	3		保	獲者	1	の京	尤労	先									
保護者1									□勍	労		出産	予》	Ē			名	你													
									□疾	病	· 障	害		旨護	• 1	个護	所:	在地	1												
(申請者)									□学	生生	・技能	能習	得		求罪	載中	電	話	1	T			_		T			-			
(甲)									<i>□ ₹</i>	- の作	也 ()	就:	労先	か	<u></u> らク	<u>-</u>	ブき	まで	(片	道)		 糸	 勺		 分
			リ <i>オ</i> 氏名	ザ ナ コ				続柄	利	用を	徐	望す	-る	理由	3		保	護者	2	の京	尤労	先									
保									□勍	労		出産	予》	È			名;	称													
保護者2									□疾	病	• 障	害		旨護	• 1	个護	所;	在地	1												
2									□学	生生	· 技能	能習	得		求罪	哉中	電	 話	1	T	Т				Γ	T		$\neg \Gamma$			
									<i>□</i> ₹	- の (也()	就:	労先	か	らク	ァラ	ブき	まで	(片	_ 道)		 糸	i 勺		分
	保護者 3	l 、 :				家族	矢が	いる				下欄	に						てく	(だ	さし										
同				氏名						続杯	5		1	生	5年	月 E	3 (西	暦)		1		I	哉業	・学	校	(学	年)) • ī	主園	名等	Ť
居															1	年		月			日										
家															1	年		月			日										
族									T				1	\top	1	年		月			日										
									1				1		1	年	 	月	7	1	日										
F	申請児童	σ						やア	レル	/ギ-	- , }	発育	な。	どで	心	記な	こと	があ	る場	易合	は、	そ	の内	容を	ご言	記入	くだ	さし	٥,		
	平丽儿里 発育状況		_	内容		•																									
,, .	- ID =-11	Lie		お持															級			東	京都	愛0	う手	-帳	(度)
生活	5保護の	状況		生活								チェ						i用 a			<i></i>	2	D33 C	/	-/- /	1 1 1		<i>F</i>	午 「	l u≃	3 🗀
土耳	望育成の:	希望	,	土曜 右欄									弗	$\frac{1\pm}{\Box}$		H	第 2	2 土曜	任 上		弗	3 ±	曜日	1 3	果 [∠]	<u> </u>	曜日	Ē		土曜	ĒН
	備考																														
	児童の住	所た	が保	護者	の作	主所	と昇	具な	る場	場合:	等は	備:	考欄	りに	記	λl	てく	ださ	٠ ل ·	٠,											

【区処理欄】※ ここは記入しないでください。

受付番号 登録日 登録番号 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	受理者	学	童クラブ名		確認	者	館長	・所長		事務局	担当者	
受付番号 登録日 登録番号 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /												
		受付番号	登録日	登録番号								
	/ /		/ /		/	/	/	/	/	/	/	/

学童クラブ利用承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、次のとおり承認します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
遵守する事項	1 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。2 児童を欠席させ、又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡すること。
	□ 特になし □ あり(次のとおり)
利用の条件	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ利用不承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、審査の結果、次のとおり 承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
不承認理由	
備考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ利用待機通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、定員に達しているため、 選考基準指数を算出した結果、次のとおり待機させることを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
待機の理由	
選考基準指数	点
待機期間	年月日から 年月日まで
待機 内容	上記の待機期間に、希望する学童クラブに欠員が生じた場合は、申請があったものとみなして東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則第5条の規定により利用の承認を行う。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月 以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経 過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ延長利用申請書

東京都北区長 殿

1から3までの留意事項を確認の上、次のとおり、学童クラブの延長利用の申請をします。

- 1 延長利用ができるのは、保護者の就労等(通勤時間を含む。)の時間が午後6時を超えるご家庭の児童が対象です。学童クラブ利用申請時に提出の勤務証明書等により利用対象となるかの確認を行います。なお、延長利用をした場合は、原則、お迎えが必要です。
- 2 児童1名ごとに申請が必要です。
- 3 延長利用を辞退する場合は、「学童クラブ延長利用辞退申出書」を学童クラブにご提出ください。

	申請日		年	月	日		
申請	氏名						
申請者(保護者)	住所						
護者)	電話						
	フリガナ						
児	氏名						
童	生年月日		年	月	日		
	小学校名				学年	(新)	年生
		申請理由	として当てはる	まるものにチュ	ェックをしてく	ださい。	,
申請理由	就労	出産予定	疾病・障害	看護・介護	学生・技能 習得中	求職	その他
由							
	その他の内	容を記入してく	ください。				
THE	事務処理欄						

【区処理欄】※ここは記入しないでください。

受理者		学童クラブ名		確認者	館長・所長	事務局	担当者
	受付番号	登録年月日	登録番号				
/ /		/ /		/ /	/ /	/ /	/ /

学童クラブ延長利用承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ延長利用について、次のとおり承認します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
承 認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
遵守する事項	1 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。2 児童を欠席させ、又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡すること。
	□ 特になし □ あり(次のとおり)
利用の条件	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ延長利用不承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ延長利用について、審査の結果、次のとおり承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
不承認理由	
備考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

1

行 付 期

則

及 \mathcal{U} 施 第 \mathcal{O} 兀 規 号 則 日 は

令

和

五

年

+

月

+

五

日

か

5

施

行

す

る

た

だ

L

別

記

第

号

様

式

様 式 か 5

第

六

号

様

式

 \mathcal{O}

兀

ま

で

 \mathcal{O}

改

正

規

定

並

U

に

次

項

 \mathcal{O}

規

定

は

令

和

五.

+月 六 日 か 5 施 行 す

年 る

経 前 過 項 た 措 だ 置 L 書 に 規 定 す る 改 正 規 定 に ょ

2

な

お

使

用

す

る

 $\sum_{}$

と

が

で

き

る

規

定

に

関

に す ょ る り 条 調 例 製 施 行 規 則 別 記 第 号 様 式 及 \mathcal{U} 第 兀 号 様 式 カン 5 第 六 号 様 式 \mathcal{O} 兀 加 ま え で

る

改

正

前

 \mathcal{O}

東

京

都

北

区

学

童

ク ラ

ブ

 \mathcal{O}

運

営

 \mathcal{O}

L た 用 紙 で 現 に 残 存 す る ŧ \mathcal{O} に 0 1 て は 所 要 \mathcal{O} 修 正 を

- 10 -

則

を 公 布 す る。

東 京 都 北 区 空 家 等 対 策 \bigcirc 推

進 に 関

す

る

特

別 措

置 法 施

行 細

則 0)

部 を

改 正 す る 規

年 + = 月 五. 日

令

和

五.

東 京 都 北 区 長

田

Щ

加

子

奈

東 京 都 北 区 規 則 第 七 + 七

号

東 京 都 北 区 空 家 筡 対 策 \mathcal{O} 推 進 12 関 す る 特 別 措 置 法 施 行 細 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る

規 則

東 京 都 北 区 空 家 等 対 策 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 特 别 措 置 法 施 行 細 則 $\overline{}$ 亚 成 三 + 年 八 月 東 京

北 区 規 則 第 六 + __ 号 $\overline{}$ \mathcal{O} --- 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

都

第 \equiv 条 中 第 + 兀 条 第 項 _ を 第 十 条 第 項 __ に 改 8

る

0

項

第 第 五 兀 条 条 中 第 項 第 中 + 兀 _ 第 条 + 第 兀 条 項 第 _ 三 を 項 \neg _ 第 を 十 第 条 + 第 条 項 \sqsubseteq 第 三 に 項 改 _ 8 に る 改 8 同 条 第

七 中 項 第 を 十 兀 第 条 第 + 兀 項 _ 条 第 を 七 _ 項 第 \sqsubseteq + に 改 8 条 第 兀 同 条 項 第 兀 に 改 項 中 8 \neg 第 同 十 条 第 兀 条 \equiv 第 項 十 中 項 第 + を 兀 条 第 第

+ 条 第 + 三 項 _ に 改 8 る

别 第 六 記 第 条 第 号 __ 様 項 式 中 中 第 徭 + 16 兀 夈 条 徭 第 \sim 九 屈 項 _ を を 徭 第 ω 0 夈 十 徭 条 \sim 屈 第 九 に 項 _ 改 \Diamond 12 る 改 8 る

别 記 第 号 様 式 (裏) 中 舥 14 髹 徭 \vdash 屈 を 徭 2 2 髹 徭 屈 に 账 契 凝 M H

9 凝 批 \subset H 12 改 \Diamond る

を

釲

偨

翀

9

严

作

并

翀

F7

述

 \subset

账

烮

乨

偨

翀

~

쨆

of

B

#

点

~

盟

 \subset

報

们

N

#

M

1

N

を

徭 别 \sim 記 2 条 第 三 舥 号 \sim 屈 様 式 中 に 改 _ 徭 \Diamond る 籴 舥 \vdash 屈 を 舥 2 \sim 籴 徭 屈 に 徭 籴 舥 2 屈

别 記 第 兀 号 様 式 (表) 中 舥 条 舥 \aleph 屈 _ を 舥 2 \sim 条 徭 0 屈 _ に 改 \Diamond 司 様 式 (裏) 中

舥 14 夈 徭 ω 屈 を 舥 2 2 夈 徭 ω 屈 に 改 \Diamond る

别 記 第 五 号 様 式 (表) 中 徭 14 缑 徭 ω 屈 を \neg 徭 2 2 夈 徭 ω 屈 _ に 改 \Diamond 同 様 式 (裏) 中

徭 16 条 徭 屈 を 徭 3 0 夈 徭 \vdash 屈 に 徭 4 籴 徭 9 屈 を 徭 \sim \sim 缑 徭 9 屈 に

める。

改

别 記 第 六 号 様 式 中 徭 条 徭 ω 屈 を 徭 \sim \sim 夈 徭 ω 屈 _ に 徭 条 徭 4 屈

を

第22条第4 届」に改める。

別記第七号様式中「新14彩第 6 嵐」を「鶏

 \sim

 \sim

叅

舥

0

屈

_

に

改

8

る

0

 ω

屈

に

改

 \Diamond

る

記 第 八 号 様 式 中 徭 条 舥 ω 屈 を 徭 2 \sim 絑 徭

記 第 九 号 様 式 (表) 及 び 第 + 号 様 式 (表) 中 舥 4 籴 徭 9 屈 を 徭 2 2 条 徭 9 屈 _ に 改

める。

别

別

别 記 第 + 号 様 式 (裏) 中 徭 14 夈 _ を 舥 2 2 籴 _ に 改 \Diamond る 0

付 則

(施行期日)

 \mathcal{O} 規 則 は 令 和 五. 年 + 月 + \equiv 日 カン 5 施 行 す る

(経過措置)

1

2 関 す る \mathcal{O} 特 規 别 則 措 \mathcal{O} 置 施 法 行 施 \mathcal{O} 行 際 細 $\sum_{}$ 則 别 \mathcal{O} 記 規 第 則 に 号 ょ 様 る 式 改 12 正 ょ 前 る \mathcal{O} 立 東 入 京 調 都 北 査 員 区 証 空 で 家 築 現 対 に 策 効 \mathcal{O} 力 推 を 進

有

に

3

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

は

ک

 \mathcal{O}

規

則

に

ょ

る

改

正

後

 \mathcal{O}

東

京

都

北

区

空

家

等

対策

 \mathcal{O}

推

進

12

関

す

る

特

别

措

置

法

施

行

細

則(

以

下

_

改

正

後

 \mathcal{O}

規

則

と

1

う

0

別

記

第

号

様

式

に

ょ

る

立

入

調

識 査 に 員 改 正 証 9 7 کے 後 て \mathcal{O} 4 適 な 規 用 則 す し 別 記 第 同 日 八 号 前 に 様 設 式 置 \mathcal{O} さ 規 れ 定 た は 標 ک 識 に \mathcal{O} 規 9 7 則 \mathcal{O} 7 施 は 行 な \mathcal{O} お 日 従 以 前 後 に \mathcal{O} 設 例 に 置 ょ す る る 標

- 3 -

令和五年十二月十三日

東

京

都

北

区

印鑑

条

例

の 一

部を改正

す

る

条

例

の施行期

日 を

定

める

規 則

を公布す

る。

北区長 山 田 加 奈 子

東 京

都

東 京 都 北 区 規 則 第 七 +

八

号

東 京 都 東 北 京 X 都 印 北 鑑 区 条 印 例 鑑 \mathcal{O} 条 例 部 \mathcal{O} を 改 部 正 を 改 す る 正 す 条 る 例 条 令 例 和 0) 五. 施 行 年 \equiv 期 月 日 東 を 京 定 都 \Diamond 北 る 区 規 条 則 例

付 則 号

 \bigcirc 施

行

期

日

は

令

和

五.

年

+

月

+

日

と

す

る

第 + \equiv

 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は ` 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

令 和 五年十二月十三 日

都 北 区 特 別 区 税 条 例 施行 規 則 *(*) 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布す る。

東 京

北 区 長 Щ 田

東 京

都

加

子

奈

東京都北区規則第七十九

号

東 京 都 東 北 京 区 都 北 特 别 区 X 特 税 別 条 区 例 税 施 条 行 例 施 規 行 則 規 昭 則 和 \mathcal{O} 六 + 部 を 改 年 \equiv 正 す 月 る 東 京 規 都 則 北 区 規

則

第

+

六

号

の一部を次のように改正する。

共 ŋ (1/2 を H _ 称 揑 4 别 定 田 黙 邂 に 記 嶞 获 $\widetilde{1}$ 靔 \wedge 第 \equiv 账 N 六 7 7 鹅 号 継 N に H 34 稅 \blacksquare \mathcal{N} 様 0 # 业 郝 # 式 \neg 箊 _ **#** 24 4 (表) _ 严 中 及 H ٣ ζ 夲 び を _ 定 H を \neg 茶 **※** 챢 を 半 4 井 严 定 # H 翀 牟 悟 及 4 ζ 绺 髌 稅 账 を 稅 渡 \sim 翀 に 严 # 闸 -----に M 箊 鄃 民 卯 改 H 严 稅 _ ④ 卌 \Diamond 垂 盤 3 • 5 に -----黒 称 \geq 改 に \neg 业 3 **※** 改 定 \Diamond 严 8 **#** 茶 \mathcal{N} \sqsubseteq 誤 共 鄃 を 同 稅 翀 税 R 様 _ 譲 式 0 (1) 力 \mathcal{C} 乖 撓 洪 ω 渡 甪 (裏) \succ 7 H R 肥 黑 中 \wedge 鉱 税 _ ω 選 六 択 H ∞ ④ S に 黒 4 0 N N 쑖 5 7 2 +7 H 0 B 卯 \mathcal{W} of ∞ 並 卌 誤 を S を 稅 (1) 削 力 \bowtie H 4

」を削る。

付則

(施行期日)

1 ک \mathcal{O} 規 則 は 令 和 六 年 月 日 カン 5 施 行 す る

(経過措置)

2 則 别 記 \mathcal{O} 第 規 六 則 号 \mathcal{O} 様 施 式 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 際 定 $\sum_{}$ 12 ょ \mathcal{O} ŋ 規 調 則 製 に L ょ た る 用 改 紙 正 で 前 現 \mathcal{O} に 東 残 京 存 都 す 北 る 区 特 t \mathcal{O} 別 に 区 税 0 1 条 例 7 は 施 行

規

所

令和五年十二月二十一日

京 都 北区 会 計 事 務 規 則 \mathcal{O} 部 を改正する規 則 を公布す る。

東

山田加

東京

都北区長

奈

子

東 京 都 北 X 規 則 第 八 +

東 京 都 北 区 会 計 事 務 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

号

東 京 都 北 区 会 計 事 務 規 則 昭 和 三 + 九 年 三 月 東 京 都 北 区 規 則 第 号 \mathcal{O} 部 を

次

る

規

則

ょ う に 改 正 す る

 \mathcal{O}

付 則 第 五. 項 に 次 \mathcal{O} -- 号 を 加 え る

三 北 区 工 ネ ル ギ • 食 料 品 等 価 格 高 騰 支 援 給 付 金 追 加 支 給 事 務 実 施 要 綱 令

五. 年 + 月 + 日 五 北 福 地 第 五. 千 兀 百 六 + 三 号 第 六 条 第 項 第 三 号 \mathcal{O} 規 定 に

لح づ L 7 実 施 す る 受 工 ネ ル 式 ギ 食 料 묘 等 す 価 格 高 所 騰 支 援 給 付 金

付 則 基

き

窓

 \Box

現

金

領

方

等

に

ょ

り

支

給

る

低

得

世

帯

等

に

対

L

7

臨

時

的

な

措

置

和

 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

る を す

規 則 公 布 る。

東 京 都 北 区 \mathcal{O} と ŋ 親 家 庭 等 \mathcal{O} 医

療 費 \mathcal{O} 助

> 成 に

関 す る

条 例

施 行

規

則 \mathcal{O}

部 を 改 正 す

+ 日

令

和

五.

年

+

月

Щ 田

東 京

都 北

区

長

加

奈

子

東 京 都 北 区 規 則 第 八 +

号

東 京 都 北 区 V لح り 親 家 庭 等 \mathcal{O} 医 療 費 \mathcal{O} 助 成 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を

改

正 す る 規 則

月 東 京 都 北 区 \mathcal{O} と り 親 家 庭 等 \mathcal{O} 医 療 費 \mathcal{O} 助 成 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 $\overline{}$ 平 成 元 年 +

東 京 都 北 区 規 則 第 兀 + 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

+ \equiv 条 た だ L 書 中 場 合 \mathcal{O} 下 12 _ 及 び 児 童 が + 八 歳 に 達 L

日 を L め る あ る 童 あ 0 て

た

日

 \mathcal{O}

属

す

る

年

は

経 過 た 場 合 別 表 に 定 程 度 \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O} 状 態 に 児 に

 \mathcal{O} 末

+ 歳 に 達 L た 場 合 を 加 え る

別

記

第

号

様

式

を

次

0)

ょ

う

に

改

め

る

度

第

- 1 -

	兇	í	关	,	9	ĬĬ.	T-	採		ω		6	1 17 6	ц	*		讄			₩	€)	(1								なな				第1
										釆	7	18	M M	生 活			Ĥ			Σ	Ŧ	7	5届に記載し				東京都北区				5				第1号様式(第14条関係)
											IJ Ħ	U	4 1 本理学	6 保護								IJ Ħ	載した				北区長		单		庭等医				第149
										名	+	分のと世) *	(有			星			7	4	+	た状況にしいて、	 天名	生別	F H	遷		月		療費助质				発関係)
											#	-	①父母が離婚	・浦					⊣				ういて、						ш		対制度の			完)
											角田	⑥父母が拘禁	が離婚)									住民基本台帳、								医療証の		医療	175	
										I	п	⑦父母が未婚	②父母	児童									村山震、								の交付を		삠	ひとり親家庭等	
								日日	生	ADLATE:	絲絨	が未婚	父母が死亡	扶養手当									課税台I								親家庭等医療費助成制度の医療証の交付を申請します。		쏬	庭等医	
別場	同馬	别是	回	别馬	同易	别馬	回			別居の別	画	⑧その他	③父母が障害	(有・									展その危								## \$\frac{1}{2}		立田	療費助	
用	田	用	居	用	居	用	阳			別	居	<u>+</u>	害劑灯	浦)		шà					生年月		課税台帳その他の公簿に											医療費助成制度	
										亘	人国		④父母	児		福結					Ш		ょり										₩	Иф	
											人 単中 (シス) 養育者	④父母が生死不明	童育成手						平			確認するこ												
											× + / ズー	· 一	明 ⑤	当 (有						Д			ことに同												
										,	<u>[</u>		父母に遺棄	· 維)									.同意します。												
* 所	(主	见()思		*	*			淣				· ;	無				9			日生		伞			界					邮	に障ると	見る	(4)		М
*所得審査	(住民年月日	童・育成・	_	備考□戸	⑩ 所	* 15	1	額 (3)社		深	格は合品		* ② } ::数:	(a) 4 (iii) 1			瘤 児	得父の		所 ⑨#	(8)	おいて申請者によている児童	の上記り	計ることによる方式を表現機能を表現機能を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	⊕ 控除 ★	果		⑤ 保 険	(注)確請	- 7,		0 00			叉凹催膨牛月
1 非謙	٣	と・児扶		籍謄本	得	控除後	@控除額計	13社会保険料	多での思め住家	# O # O #	合は控除しない 別	害者、特別 り親(申請		回障害者である控除対	수 라	児童に対し支 割相当額 B	童に対し支	製に 対は 対は 対は 対は 対は 対は 対は 対は 対は 対し 対し 対し 対し 対し がし がし がし がし がし がし がし がし がし が	又は母にタ	⑨規則第11条に	⑧規則第12条 1		外で前々も	った人共演はイ 老人芸芸規模を含めて、 後親族の合数)	象配偶者及		年	きの種	8書類欄に				K 4		J
非課税世帯	•	・特児・子)	<u></u>	· *	限 度	の所		科等相当額	H N	たで	`)、勤労	針、特別障害者、寡婦・ 見(申請者が父、母 <i>の</i> 場	N. JR. DOUX	5 格察科	A + B	ご払われた額の8	児童に対し支払われた額	†し支払われた額 § A	父又は母に対し支払われ <i>だ</i> 額	1定める金品等の額	項によるF	って生計を維持し	₣12月3	計数() ら老人大乗戦駅の級(申請者 については人者人控除対象配偶者数 び老人扶養親族の合計数、口特妇失 養親族の数))	とび扶養親		分所	類	t次の書 類					`	
2		· 子)	□持ち家の証明	子)	額	得額		額			学生の		特障(一		額の8	頭	れた額	れた額	勝の籍品	よる所得の額	維持し	1 即2	馬格及株式以来	族の合	名	得	1国保	(注)確認書類欄は次の書類番号を記入のこ				戸	a	
課税世帯	•		証明	□健康保険証				80,				(障・特障・寡・ひとり親・勤)	\sim	\sim							*			Σ μ			©#		1人のこと				ᄜ	Ð	
- 파 - 그	: }	MJA	口公共料	険証(本				000円				・ひとり親・動															⑥申請者	2組合	[1				4	Þ	司
			公共料金領収書	$(\div \cdot \downarrow \Rightarrow)$	田	田	丑	8	E	田	围		Ξ (Ξ (田 *	-	>	<u> </u>	\succ			3 悩	身障手帳 2 愛				_		回人より
	· ii	軪						0, 00				(障・特障・寡・ひとり親・勤)	≿	≿													⑦配偶者	協会	愛の手帳:				確認書類		7
.,			口民生委員証明	□課税証明(本人	田	円	田	0円	田	田	田	・り親・勤)	田	田							田	;	> 1	>	>		者	4共済	3診断書					* 圖	
			_					80,				·華特·華)	(W	(W							*			_				5後					手帳等の番号	音確	
L L	- >	X	口児扶台帳	扶義)				000円				(瞳・特瞳・薬・ひとり親・勤)															3)	後期高齢	4 特别児童扶養手当				り番号	器	
			歳	□同意書	Æ	Æ	.TI	Д	Л	Л	.T.		Ξ (Ξ (田*	,	>	>	>		⑧扶養義務者		当 5その他				等級	Ø M	 -
	1 3	確]その他	書(80,				· 特職· 寡	\succ	\sim										_			% 者		他 (34	谷	
뤗	. 5		⊏					0																											٧.
30	, p		<u>E</u>)	田	Э	田	000円	H	Н	田	(障・特障・寡・ひとり親・勤)									円	`	>	≿)]				発行者		L

別 記 第 八 号 様 式 を 次 0) ょ う に 改 め る。

> 崮 \subset 7 \sim NH.

> > を 削

児扶番号	
育成番号	

ひとり親家庭等医療費助成制度現況届

受給す	皆番号				受付	年月	日			•							
氏	名											生	年月日		年	J	月 日
IB /-	+ =c											今年	1月1日	∃現在のお	と区内の かんしん	居住	有・無
	主所											電話			()	
受給	状況	1	生活仍	R護	有・	無		児	童扶養手当		有・無	ŧ.	ļ	児童育成	手当		有・無
		,	氏	名		N	lo. π	続柄	生	年月日		同居	・別居		医療助成・ 無		医療助成 無
牡									•	•		同	• 別	有	• 無	有	· 無
対象家族の									•	•		同	• 別	有	· 無	有	· 無
次の状況										•		同	• 別	有	• 無	有	• 無
₹7Ľ										•		同	• 別	有	· 無	有	· 無
										•		同	• 別	有	• 無	有	• 無
障害が		,	氏	名					種 別					等級	· /	度数	
あ							身	/障・	愛の手帳	診断書	i i	:	身障手帕	長 級	• 愛0	り手帳	度
る時							身	/障・	愛の手帳	診断書	i i	:	身障手帕	長 級	• 愛0	り手帳	度
扶養		氏	4	<u> </u>	Ť	売柄			月日		氏	名		続柄		生年月	
扶養義務者									•					-		•	•
者								•	•							•	•
加入	保	険の種類	Į	1国 4日	保 雇い 5	組合 船員		協会健 共済	保 7後期高齢			・番号					
保険	被保	 険者氏	名								保険	者番号					
上記	!のとお	り、現没	記届を	提出しま	ます。					の届に記載り確認する				民基本台)帳、課種	兑台帳等	等の公簿に
审古	都北区	巨 配							4	ソ作的ウライ) (_	内尽しま	. 9 .				
水水	.ΉP1LP <u>.</u>										年	月	日				
														氏	名		
備考権	¥																
IZ	受	付	灌	香	入力]	硝	在認	受給事由								
区処理欄																	

改

ر 施 行 \bigcirc 規 期

付

則

則

1

正 日 は

令

和

六

年

_

月

_

日

カン

5

施

行 す

る

た

だ

し

第

+

条

た

だ

L

書

 \mathcal{O}

経 過 措 置

2

ک

 \mathcal{O}

と

が

で

き

る

製

L

た

用

紙

で

現

に

残

存

す

る

療

費

 \mathcal{O}

助

成

に

関

規 公 日

定 は 布 \mathcal{O} カュ 5 施 行 す

る

規 則 \mathcal{O} 施

す 行 る \mathcal{O} 条 際 例 \mathcal{O} 規 則 に ょ

施 行 規 則 別

0 7 て は 所 要 \mathcal{O} 正 を え な お 用 す る

修 加 使

 \mathcal{O} に

記 第 _ 号 様 式 及 \mathcal{U} 第 八 号 様 式 \mathcal{O} 規 定 に ょ り

ŧ

る 改 正 前 \mathcal{O} 東 京 都 北 区 \mathcal{O} لح り 親 家 庭 等 \mathcal{O}

調

医

- 5 -

令和五年十二月二十一日

東 京

都

北

区放

課後子ども総

合プラン

の運営に

関す

る 条

例

施行規

則

を公布する。

東京都北区長 山 田 加 奈 子

東京都北区規則第八十二

号

東 京 都 北 区 放 課 後 子 تلح ŧ 総 合 プ ラ ン \mathcal{O} 運 営 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

規 則 東 第 京 都 + 北 五. 区 号 学 童 \mathcal{O} ク ラ 全 部 ブ を \mathcal{O} 改 運 正 営 に す 関 る す る 条 例 施 行 規 則 平 成 +年 三 月 東 京 都

北

区

(目的)

第 条 \mathcal{O} 規 則 は 東 京 都 北 区 放 課 後 子 ど \$ 総 合 プ ラ ン \mathcal{O} 運 営 に 関 す る 条 例 令

和 五 年 + 月 東 京 都 北 区 条 例 第 兀 + __ 号 0 以 下 条 例 と 1 う \mathcal{O} 施 行 に 関

必要な事項を定めるものとする。

(実施場所及び定員)

第 条 放 課 後 子 ど Ł 総 合 プ ラ ン \mathcal{O} 実 施 場 所 及 び 各 学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 定 員 は 別 表 第

のとおりとする。

育成時間及び実施時間)

第

 \equiv 条 放 課 後 子 ど t 総 合 プ ラ ン \mathcal{O} 育 成 時 間 及 び 実 施 時 間 は 条 例 第 条 第 --- 項 各

号 に 掲 げ る 事 業 並 \mathcal{U} に 早 朝 延 長 利 用 及 び 夕 方 延 長 利 用 に 応 じ 別 表 第 \mathcal{O} کے お ŋ

とする。

2 が あ 前 る 項 لح \mathcal{O} 認 規 \Diamond 定 に る 者 か に カン わ 0 1 5 7 ず は 学 童 育 成 ク 時 ラ 間 ブ を $\overline{}$ 土 利 曜 用 す 日 に る お 児 け 童 る \mathcal{O} 育 保 成 護 時 者 間 \mathcal{O} を う 除 5 < 特 に 必 を 要

午 後 七 時 ま で 延 長 す る ک と が で き る

3

前 項 \mathcal{O} 規 定 に カン カ わ 6 ず 区 長 は 必 要 が あ る لح 認 \Diamond る لح き は 育 成 時

間

及

び実施時

間

を

変

更

す

る

لح

が

で

き

る

(休業日)

第

特

に

必

要

が

あ

ると

認

 \Diamond

る

لح

き

は

れ

を

変

更

L

又

は

臨

時

に

休

業

日

を

定

 \Diamond

る

لح

長

が

曜

日

兀 条 放 課 後 子 ど t 総 合 プ ラ ン \mathcal{O} 休 業 日 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ لح す る た だ L 区

ができる。

日 曜 日 别 表 第 三 に 掲 げ る 学 童 ク ラ ブ に あ 0 て は 日 曜 日 及 び 土

玉 民 \mathcal{O} 祝 日 に 関 す る 法 律 昭 和 + 三 年 法 律 第 百 七 + 八 号 に 規 定 す る 休 日

三 + 月 + 九 日 カン 5 꾟 年 \mathcal{O} 月 三 日 ま で \mathcal{O} 日 前 号 に 撂 げ る 日 を 除 <

(利用承認基準)

第

場

利

用

承

認

基

準

لح

1

う

は

保

護

者

が

次

に

掲

げ

る

事

由

 \mathcal{O}

11

ず

n

か

に

該

当

す

る

五. 条 条 例 第 兀 条 第 項 及 び 第 \equiv 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 \Diamond る 利 用 承 認 基 準 以 下

合 で か 0 事 由 لح に 区 長 が 别 に 定 \Diamond る 要 件 に 該 当 す る 場 合 と す る

労 働 す る ک と を 常 態 と L て 1 る ک と

妊 娠 中 で あ る カン 又 は 出 産 後 間 \$ な 1 لح

三 疾 病 に カン カン り 若 L < は 負 傷 L 又 は 精 神 若 L < は 身 体 に 障 害 を 有 L 7 1 る

ے ک

兀 長 期 に わ た ŋ 疾 病 \mathcal{O} 状 態 に あ る 又 は 精 神 若 L < は 身 体 に 障 害 を 有 す る 親

族

を

常 時 介 護 7 1 る ک لح

六 五. 就 火 学 災 又 そ は \mathcal{O} 技 他 能 \mathcal{O} 習 災 得 害 を \mathcal{O} 復 旧 に 1 当 た 0 7

L

て

る

لح

1

る

لح

求 職 を L 7 1 る ک と

八 七 区 長 が 認 \Diamond る 前 各 号 12 類 す る 状 態

に

あ

る

لح

学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 申 請

第

者 六 は 条 学 条 童 例 第 五 ブ 条 利 第 用 _ 項 請 \mathcal{O} 書 規 定 別 に 記 ょ 第 り 学 __ 号 童 様 ク 式 ラ ブ に を 区 利 長 用 が L 別 ょ う に 定 と \Diamond す る る 就 児 労 童 証 \mathcal{O}

休 う 前 は $\sum_{}$ 申 業 項 日 لح \mathcal{O} 出 で が 申 書 な で 請 1 き 書 别 日 る \mathcal{O} 記 0 0 提 第 出 以 た 下 だ は 号 同 L 様 U 学 式 兀 童 ク 月 を ラ 添 カン --- 5 日 ブ え 学 7 \mathcal{O} 童 そ 休 区 ク \mathcal{O} 業 長 ラ 日 日 に ブ が $\overline{}$ 提 を 土 出 休 業 利 曜 L 用 日 日 な に を け L ょ 当 除 れ う た < ば 0 لح る な す と 5 る き を な 者 は 除 11 \mathcal{O} そ 1 申 7 \mathcal{O}

2

又

ク

ラ

申

0 11 7 は 区 長 が 别 に 定 \Diamond る 期 間 内 に 行 わ な け れ ば な 5 な 1

3

兀

月

日

カン

5

学

童

ク

ラ

ブ

を

利

用

L

ょ

う

لح

す

る

者

が

前

項

た

だ

L

書

に

規

定

す

る

区

長

請

に

審

査

 \mathcal{O}

行

が

别

に 定 8 る 期 間 経 過 後 に 申 請 を 行 0 た 場 合 \mathcal{O} 次 条 又 は 第 八 条 に 規 定 す る 手 続

決 定 以 手 下 続 終 審 了 查 決 後 に 定 行 手 う 続 0 \sqsubseteq と 1 う は 当 該 期 間 内 に 申 請 を 行 0 た 者 に 係 る

学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 承

認

随

時

直

後

明

書

保

護

第 七 条 区 長 は 前 条 第 項 に 規 定 す る 学 童 ク ラ ブ 利 用 申 請 書 が 提 出 さ れ た と き は

2 利 区 用 長 承 は 認 基 準 審 そ 査 を \mathcal{O} 行 他 う 必 に 要 当 な た 事 0 項 7 に 必 0 要 1 と 7 認 審 \Diamond 査 る を と 行 き う は 児 竜 \mathcal{O} 保 護 者 12 面 接 L

又 は 必 要 لح 認 \Diamond る 書 類 \mathcal{O} 提 出 を 求 \Diamond る $\sum_{}$ لح が で き る

3 别 12 X 定 長 8 は る 学 指 数 童 に ク ょ ラ ブ n 算 \mathcal{O} 出 利 用 L た \mathcal{O} 数 申 値 請 \mathcal{O} を 行 高 0 11 者 た か 者 に 6 順 0 7 次 利 T 用 承 利 用 認 承 \mathcal{O} 決 認 定 基 を 準 行 に う 基 方 づ 式 き

必 L 以 要 が 区 下 な 長 _ は 1 順 لح 位 認 别 決 \Diamond 表 定 る 第 方 と --- 式 _ に き 定 と は \Diamond 1 利 う る 定 用 員 承 認 に 基 利 ょ 準 用 ŋ 当 に \mathcal{O} 該 申 該 当 請 利 す 状 用 る 況 承 等 全 認 7 カン を \mathcal{O} 5 行 う 者 順 に 位 ŧ 0 決 \mathcal{O} 11 定 と 7 方 す 式 る に 順 位 た ょ 決 る だ

定 方 式 に ょ 5 ず 利 用 承 認 \bigcirc 決 定 を 行 う ک と が で き る

4

ょ

る

に お 前 日 け カン 項 る \mathcal{O} 6 最 꽢 規 初 年 定 \mathcal{O} \mathcal{O} に 三 三 月 月 \equiv 三 利 十 + 用 承 認 日 日 ま ま \mathcal{O} で で 期 と 間 す そ は \mathcal{O} る 他 兀 た 月 \mathcal{O} だ 場 L 合 は カン 区 利 長 用 利 は 承 用 認 開 第 \mathcal{O} 五. 日 始 条 か す 第 6 当 場 号 該 合 又 は 日 は 以 兀 第 後

日

5

を

る

月

七 号 区 長 に は 該 当 学 す 童 る ク 場 ラ 合 に ブ \mathcal{O} あ 利 0 用 7 承 は 認 を 别 決 に 定 利 L 用 た 承 と 認 き 期 間 は を 学 定 童 \Diamond ク る ラ ۲ ブ と 利 が 用 で 承 き 認 る 通 知

5

别

記

第

 \equiv

号

様

式

に

ょ

n

児

童

 \mathcal{O}

保

護

者

に

通

知

す

る

\$

 \mathcal{O}

と

す

る

書

学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 不 承 認

第 八 条 区 長 は 条 例 第 六 条 第 項 第 号 又 は 第 \equiv 号 \mathcal{O} 規 定 に 該 当 す る と 認 8 る

と

き は 学 童 ク ラ ブ 利 用 不 承 認 通 知 書 别 記 第 兀 号 様 式 に ょ り 児 童 \mathcal{O} 保 護 者 に 通

知 す る t \mathcal{O} لح す る

2 童 ク 区 長 ラ ブ は 利 用 条 待 例 機 第 六 通 知 条 書 第 别 項 記 第 第 号 五. 뭉 \mathcal{O} 様 規 式 定 に に ょ ょ り ŋ 利 児 用 童 \mathcal{O} \mathcal{O} 承 保 認 護 を 者 L に な 诵 1 知 لح す き る は \$ 学 \mathcal{O}

と す る \mathcal{O} 場 合 に お 1 7 区 長 は 当 該 児 童 が 利 用 を 開 始 ょ う لح す る 日 \mathcal{O} 属

当 童 す ク 該 る ラ 年 年 度 ブ 度 利 \mathcal{O} \mathcal{O} 用 学 末 申 童 日 請 ク ま 書 ラ で を ブ \mathcal{O} 間 Ł \mathcal{O} 利 に 0 て 用 \mathcal{O} 利 当 た 用 該 \Diamond を 児 に 希 童 既 望 に \mathcal{O} す る 保 提 護 出 学 者 さ 童 ク カン n た ラ 6 第 新 ブ 六 た に に 条 欠 申 第 員 請 が が 項 生 あ に U 0 規 た لح た 定 す ŧ き る は \mathcal{O} لح 学

(学童クラブ延長利用の申請等)

4

な

L

7

前

条

に

規

定

す

る

手

続

を

行

う

第

学 九 条 童 ク ラ 学 ブ 童 ク を 利 ラ 用 ブ す \mathcal{O} る 延 $\sum_{}$ 長 لح 利 を 用 1 第 う 0 三 以 条 下 第 同 じ 項 \mathcal{O} 規 を 定 L に ょ ょ う ŋ と 延 す 長 る さ 児 n 竜 た \mathcal{O} 育 保 成 護 時 者 間 は に

前 童 項 ク ラ \mathcal{O} 申 ブ 請 延 書 長 \mathcal{O} 利 提 用 申 出 は 請 書 学 別 童 ク 記 ラ 第 ブ 六 号 \mathcal{O} 様 休 業 式 日 を 土 区 曜 長 日 に を 提 除 出 < L 0 な け を n 除 ば 1 な 7 5 随 な 時 1

2

学

規 者 行 定 \mathcal{O} う に ک 申 ょ لح 請 る に が 申 0 で 請 11 き 書 7 る \mathcal{O} は 提 た 出 第 だ لح 六 L 併 条 せ 第 兀 7 月 行 項 __ わ た 日 だ な カン け L 6 学 れ 書 に ば 童 な 規 ク 5 定 ラ す ブ な 1 る \mathcal{O} 期 延 間 長 に 利 行 用 う を 同 L 条 ょ 第 う لح 項 す \mathcal{O} る

3 X 長 は 第 項 に 規 定 す る 学 童 ク ラ ブ 延 長 利 用 申 請 書 が 提 出 さ n た لح き は

学

0 童 ク 1 ラ ブ 審 査 \mathcal{O} を 延 行 長 利 用 を L ょ う と す る 児 童 \mathcal{O} 保 護 者 \mathcal{O} 就 労 状 況 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 事 項 に

4 区 長 は 審 査 を 行 う に 当 た 0 7 必 要 と 認 \Diamond る と き は 児 竜 \mathcal{O} 保 護 者 12 面 接 L

又 は 必 要 لح 認 \Diamond る 書 類 \mathcal{O} 提 出 を 求 \Diamond る $\sum_{}$ と が で き る

5

区

長

は

第

三

項

 \mathcal{O}

審

査

を

行

1

学

童

ク

ラ

ブ

 \mathcal{O}

延

長

利

用

 \mathcal{O}

承

認

を

決

定

L

た

と

き

は

7

う

三 学 号 童 \mathcal{O} ク 規 ラ 定 ブ に 延 該 長 当 利 す 用 る 承 と 認 認 通 \Diamond 知 書 る と き 别 は 記 第 学 七 号 童 ク 様 ラ 式 ブ に 延 長 ょ 利 V) 用 不 条 承 例 認 第 涌 六 知 条 第 書 别 項 記 第

ょ り る ŧ لح る

第 八 号 様 式 に 児 童 \mathcal{O} 保 護 者 に 通 知 す \mathcal{O} す

項 \mathcal{O} 規 定 を 準 用 す る

6

前

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

学

童

ク

ラ

ブ

 \mathcal{O}

延

長

利

用

 \mathcal{O}

承

認

 \mathcal{O}

期

間

に

0

1

7

は

第

七

条

第

兀

7

ラ 該 ブ 年 区 延 度 長 長 \mathcal{O} は 学 利 用 童 前 申 ク 条 請 ラ 第 書 ブ を 項 \mathcal{O} 後 ŧ 延 長 段 9 7 利 \mathcal{O} 用 規 当 定 \mathcal{O} 該 た に 児 \Diamond ょ 童 に り 既 第 \mathcal{O} 七 保 に 護 提 条 者 に 出 さ 規 カン 定 5 n す 新 た た 第 る に _ 手 申 続 項 請 に を が 規 行 あ 定 う 0 す لح る た き 学 ŧ は \mathcal{O} 童 لح ク 当

放 課 後 子 تلح ŧ 教 室 \mathcal{O} 利 用 登 録 \mathcal{O} 申 込 4 等

4

な

L

7

第

三

項

カ

5

前

項

ま

で

に

規

定

す

る

手

続

を

行

う

4

 \mathcal{O}

と

す

る

第 を + ょ あ う 条 لح 6 す カン 条 じ る 例 者 第 8 区 は 五 長 条 に わ 第 提 < 出 わ 項 L < \mathcal{O} な $\stackrel{\wedge}{\sim}$ 規 け S 定 に n ろ ば ば ょ な ŋ 5 放 __ な 般 課 登 1 後 録 子 ど 登 ŧ 録 教 室 申 込 \mathcal{O} 書 利 用 $\overline{}$ 别 登 記 録 第 \mathcal{O} 九 申 号 込 様 4 式 を L

2 前 項 \mathcal{O} 申 込 書 \mathcal{O} 提 出 は 放 課 後 子 F, Ł 教 室 \mathcal{O} 休 業 日 を 除 7 7 随 時 行 j ک لح が

で

きる。

3 لح 認 X 長 \Diamond る は لح き 第 は 項 当 \mathcal{O} 該 規 申 定 12 込 に ょ 係 ŋ る 児 申 童 込 書 を 放 \mathcal{O} 課 提 後 出 子 が تلح あ 4 り 教 室 利 \mathcal{O} 用 登 利 用 録 者 \mathcal{O} لح 申 込 4 て 登 を 録 適 す 当

るものとする。

4 前 期 前 課 項 程 \mathcal{O} 又 規 は 定 12 特 别 ょ 支 る 援 利 学 用 校 登 \mathcal{O} 録 小 \mathcal{O} 学 期 部 間 を は 卒 業 登 L 録 L た 又 は 日 修 か 了 5 す 小 学 る 校 ま で \mathcal{O} 義 間 務 لح 教 す 育 学 る 校 \mathcal{O}

早 朝 延 長 利 用 及 CK 夕 方 延 長 利 用 \mathcal{O} 申 請 築

第

に と + 区 す 長 る 条 児 が 别 童 条 12 例 \bigcirc 定 保 第 護 \Diamond 五. 者 る 条 は 第 就 \equiv 労 証 項 __ 明 般 \mathcal{O} 書 登 規 又 録 定 早 12 は 申 朝 ょ 出 • ŋ 書 夕 早 方 を 朝 延 添 延 え 長 長 7 利 利 区 用 用 長 申 又 に 請 は 提 書 夕 出 方 L 別 延 な 記 長 け 第 利 れ + 用 ば 号 を な 様 L 5 式 ょ $\overline{}$ う な

ر ر

2

申 き 請 る 前 12 項 た 0 \mathcal{O} だ 1 申 7 L 請 は 書 兀 \mathcal{O} 区 月 提 長 出 が は 日 別 カン に 5 放 定 課 早 \Diamond 朝 後 延 子 る 期 ٢, 長 間 利 ŧ 内 用 教 に 又 室 行 は \mathcal{O} わ 夕 休 な 方 業 け 延 日 れ 長 を ば 利 除 な 用 11 を 5 7 な L 随 1 ょ 時 う 行 う لح ح す لح る 者 が \mathcal{O} で

を行う。

3

区

長

は

第

項

に

規

定

す

る

申

請

書

が

提

出

さ

n

た

لح

き

は

早

朝

延

長

利

用

又

は

夕

方

延

長

利

用

を

L

ょ

う

لح

す

る

児

童

 \mathcal{O}

保

護

者

 \mathcal{O}

就

労

状

況

そ

 \mathcal{O}

他

必

要

な

事

項

に

0

1

7

審

査

区 長 は 審 査 を 行 う に 当 た 0 7 必 要 لح 認 \Diamond る と き は 児 童 \mathcal{O} 保 護 者 に 面 接 L

4 又 は 必 要 لح 認 \Diamond る 書 類 \mathcal{O} 提 出 を 求 \Diamond る ۲ لح が で き る

5 た と X き 長 は は 第 \equiv 般 登 項 録 \mathcal{O} 早 審 朝 査 • を 夕 行 方 11 延 長 早 利 朝 用 延 長 承 認 利 通 用 知 又 書 は 夕 別 方 記 延 第 長 + 利 ___ 用 号 \mathcal{O} 様 承 式 認 を に 決 ょ 定 n L

児 童 \mathcal{O} 保 護 者 に 通 知 す る ŧ \mathcal{O} と す る

6 た 間 前 に 項 お \mathcal{O} 1 規 て 定 に 区 ょ 長 る が 利 認 用 \Diamond 承 た 認 月 \mathcal{O} と 期 す 間 る は 兀 月 か 5 꽢 年 \mathcal{O} 三 月 ま で \mathcal{O} 月 を 単 位 と

7 般 区 長 登 は 録 早 朝 条 例 延 長 第 六 夕 条 方 第 延 長 項 利 第 用 --- 不 号 承 又 認 は 第 通 知 書 号 \mathcal{O} 别 規 記 定 に 第 + 該 当 号 す 様 る

 \mathcal{O} 保 護 者 に 通 知 す る ŧ \mathcal{O} と す る

•

育

成

料

 \mathcal{O}

徴

収

方

法

第 ば + _ な 5 条 な 1 条 例 た 第 だ 七 L 条 に 規 月 定 分 す 以 る 育 上 \mathcal{O} 成 料 育 成 は 料 を 毎 前 月 納 末 す 日 る ま ر で لح に 当 が 月 で き 分 る を 納 付 L な け れ

2

第

七

条

第

五

項

又

は

第

九

条

第

五.

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

ŋ

通

知

さ

れ

た

利

用

承

認

 \mathcal{O}

期

間

 \mathcal{O}

初

日

あ に 当 る 以 لح た 下 き る _ は と 利 き 用 そ は 承 \mathcal{O} 認 月 そ H 分 \sqsubseteq \mathcal{O} \mathcal{O} 直 と 育 後 1 成 \mathcal{O} う 料 休 業 は 徴 が 日 収 で 月 L な \mathcal{O} な 11 初 11 日 日 そ 次 項 \mathcal{O} に 日 お が 第 1 て 几 同 条 じ に 規 定 以 す 外 る \mathcal{O} 休 業 日 で 日

3 学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 利 用 学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 延 長 利 用 早 朝 延 長 利 用 又 は 夕 方 延 長 利 用 を

式

に

ょ

9

児

童

と

認

 \Diamond

る

لح

き

は

L

辞 退 し た 日 \mathcal{O} 属 す る 月 分 \mathcal{O} 育 成 料 は 徴 収 す る

育 成 料 \mathcal{O} 減 免

第 + \equiv 条 条 例 第 八 条 に 規 定 す る 学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 育 成 料 延 長 利 用 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 育 成 料 を

る لح お Ŋ لح す 含

む

0

 $\overline{}$

 \mathcal{O}

減

額

又

は

免

除

 \mathcal{O}

基

準

は

次

 \mathcal{O}

各

号

に

掲

げ

る

場

合

に

応

じ

当

該

各

号

に

定

 \Diamond

る

児 童 \mathcal{O} 保 護 者 が 生 活 保 護 法 昭 和 + 五 年 法 律 第 百 兀 + 兀 号 \smile に ょ ŋ

受 け 7 1 る لح き 免 除

利 用 年 度 に お 1/ 7 保 護 者 \mathcal{O} 住 民 税 が 非 課 税 で あ る と き 0 た だ

扶 養 さ れ 7 11 る لح き は そ \mathcal{O} 扶 養 者 が 利 用 年 度 に お

1

7

非

課

税

で

あ

る

لح

L

保

護

者

が

他

保

護

を

き 免 除

 \mathcal{O}

者

に

三 利 用 年 度 に お 1 て 東 京 都 北 区 教 育 委 員 会 が 認 定 す る 就 学 援 助 受

 $\overline{}$ 前 号 に 掲 げ る 場 合 を 除 < 0 五. 割

減

額

童

ク

ラ

ブ

を

利

用

す

る

لح

き

前

成

給

者

で

あ

る

と

生 計 に す る 世 帯 カン 人 以 上 \mathcal{O} 児 童 が 学

5

兀

を

き

三

号 に 掲 げ る 場 合 を 除 < 当 該 児 童 \mathcal{O} う 5 最 年 長 児 童 を 除 < 児 童 \mathcal{O} 育

料 に 0 1 7 五. 割 減 額

五 食 物 T V ル ギ に 係 る 疾 患 を 有 す る 等 \mathcal{O} 理 由 に ょ ŋ お B 9 等 \mathcal{O} 提 供 を 受 け

第 \equiv لح 号 が 又 で は き 第 な 1 と き $\overline{}$ 前 各 号 に 掲 げ る 場 合 を 除 < 0 月 額 千 五 該 百 当 円 す 減 る 額

兀 号 に 撂 げ る 場 合 に 該 当 L カン 0 前 号 に 掲 げ る 場 合 に

六

る

لح き 前 各 号 12 掲 げ る 場 合 を 除 < 0 月 額 兀 千 円 減 額

七 そ \mathcal{O} 他 区 長 が 特 に 必 要 が あ る لح 認 \Diamond る لح き 0 区 長 が そ \mathcal{O} 都 度 定 \Diamond

る

額

を

条 減 例 額

2

条 例 第 八 条 に 規 定 す る 早 朝 延 長 利 用 又 は 夕 方 延 長 利 用 \mathcal{O} 育 成 料 \mathcal{O} 減 額 又 は 免 除

 \mathcal{O} お 基 1 準 7 は 同 項 前 第 項 兀 第 号 中 号 か _ 学 5 童 第 ク 兀 ラ 号 ブ ま _ で 及 と \mathcal{U} あ る 第 七 \mathcal{O} 号 は \mathcal{O} 早 規 朝 定 を 延 長 準 利 用 す 用 又 る は 夕 方 \mathcal{O} 延 場 長 合

利

に

用」と読み替えるものとする

(育成料の減免申請)

第

童

ク

ラ

ブ

般

登

録

早

朝

•

夕

方

延

長

利

用

育

成

料

減

額

免

除

申

請

書

兼

同

意

書

 $\overline{}$

别

記

第

+ 兀 条 前 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 育 成 料 \mathcal{O} 減 額 又 は 免 除 を 受 け ょ う と す る لح き は 学

+ \equiv 号 様 式 $\overline{}$ を 区 長 に 提 出 L な け n ば な 5 な 1

2

登

減

録 X 早 長 朝 は 夕 育 方 成 料 延 長 を 利 減 用 額 育 又 成 は 料 免 除 減 額 す 免 る $\sum_{}$ 除 لح 承 認 を 決 通 定 知 書 L た 別 と 記 き 第 は + 兀 学 号 童 様 ク 式 ラ ブ に ょ り 般

額 又 は 免 除 L な 1 ک と を 決 定 L た と き は 学 童 ク ラ ブ • 般 登 録 早 朝 夕 方 延

に通知するものとする。

長

利

用

育

成

料

減

額

免

除

不

承

認

通

知

書

 $\overline{}$

别

記

第

+

五.

号

様

式

に

ょ

ŋ

児

童

 \mathcal{O}

保

護

者

(育成料の還付)

第 + 五. 条 条 例 第 九 条 た だ L 書 に 規 定 す る 既 納 \mathcal{O} 育 成 料 \mathcal{O} 還 付 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲

げ

る 場 合 に 応 U 当 該 各 号 12 定 \Diamond る 額 に 0 1 7 行 う t \mathcal{O} と す る

利 用 を 辞 退 L た لح き 利 用 辞 退 日 \mathcal{O} 属 す る 月 \mathcal{O} 꽿 月 分 以 降 \mathcal{O} 育 成 料 \mathcal{O}

額

相

三 前 育 成 号 料 に \mathcal{O} 定 減 \Diamond 額 る 又 ŧ は 免 \mathcal{O} 除 \mathcal{O} を ほ カコ す る X 長 لح を が 決 特 に 定 必 L た 要 لح が き あ る لح 当 認 該 決 \Diamond る 定 と に き 係 る 区 額 長 が

当 لح 認 \Diamond る 額

育 成 料 \mathcal{O} 還 付 申 請

第

般

登

録

早

朝

•

夕

方

延

長

利

用

育

成

料

還

付

請

求

書

别

記

第

+

六

号

様

式

を

区

長

に

ブ

+ 六 条 前 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 育 成 料 \mathcal{O} 還 付 を 受 け ょ う と す る 保 護 者 は 学 童 ク ラ

提 出 L な け れ ば な 5 な 1

育 成 料 \mathcal{O} 充 当

第

+ は 保 護 七 当 者 条 該 に 当 還 第 該 + 付 額 保 五. を 護 条 当 者 \mathcal{O} 該 が 規 保 納 定 護 付 に 者 す ょ が ベ V) 育 納 き 付 育 成 す 成 料 ベ 料 \mathcal{O} き に 還 育 9 付 成 1 を 料 行 7 に 未 う 納 場 充 当 合 \mathcal{O} す に ŧ る \mathcal{O} お が 1 لح あ て が る で لح 還 き き 付 る は を 受 区 け 長 る

第 + ŧ 教 八 利 室 条 用 \mathcal{O} 利 区 長 用 登 は 録 利 又 条 は 例 早 第 + 朝 延 条 長 \mathcal{O} 利 規 用 定 若 に L ょ < n 学 は 夕 童 方 ク 延 ラ

承

認

及

U

用

登

録

 \mathcal{O}

取

消

L

き 别 は 記 第 学 + 童 七 ク 号 ラ 様 ブ 式 • ___ に 般 ょ 登 ŋ 録 児 早 朝 童 \mathcal{O} • 保 夕 方 護 者 延 に 長 利 通 用 知 す る 利 用 ŧ \mathcal{O} 承 لح 認 す • る 登 録 取 消 通 知 書

長

利

用

 \mathcal{O}

承

認

を

取

ŋ

消

L

た

لح

ブ

 \mathcal{O}

利

用

 \mathcal{O}

承

認

放

課

後

子

ど

2

条 例 第 + 条 第 項 第 三 号 に 規 定 す る 長 期 間 لح は ` お お む ね 三 十 日 間 と す

る

利 用 \mathcal{O} 停 止

第 利 + 用 九 条 \mathcal{O} 停 止 区 を 長 す は る لح 条 き 例 は 第 + 学 _ 童 条 ク \mathcal{O} ラ 規 ブ 定 に ょ り 般 登 学 録 童 ク 早 ラ ブ 朝 • 又 夕 は 方 放 延 課 長 後 利 子 用 تلح ŧ 教 利 用 室 停 \mathcal{O}

止 通 知 書 别 記 第 +八 号 様 式 に ょ Ŋ 通 知 す る ŧ \mathcal{O} と す る

2

利 用 前 \mathcal{O} 項 停 \mathcal{O} 規 止 を 定 す に る カン 必 カン 要 わ が 6 あ ず る と 区 認 長 \Diamond は る کے 緊 き 急 は に 学 職 童 員 ク を ラ L ブ て 又 当 は 該 放 利 課 用 後 \mathcal{O} 子 停 تلح 止 ŧ に 教 室 0 \mathcal{O} 11

7 頭 に ょ 1) 行 わ せ る لح が で き る

利 用 辞 退 \mathcal{O} 申 出

第

+ 条 学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 利 用 学 童 ク ラ ブ \mathcal{O} 延 長 利 用 早 朝 延 長 利 用 又 は 夕 方 延

用 用 辞 を 退 辞 申 退 出 L 書 ょ う $\overline{}$ 别 لح 記 す 第 る + 児 九 童 号 \mathcal{O} 様 保 式 護 者 を は 区 長 学 に 童 提 ク 出 ラ ブ L な • け れ 般 ば 登 な 録 5 早 な 朝 1 夕 方

保 護 者 \mathcal{O} 届 出 事 項 利

利

第 + _ 条 放 課 後 子 تلح ŧ 総 合 プ ラ ン を 利 用 L 7 1 る 児 童 \mathcal{O} 保 護 者 は 次 \mathcal{O} 11 ず n

カン に 該 当 す る لح き は 変 更 届 别 記 第 + 号 様 式 12 ょ ŋ 速 Þ カン に 区 長 に 届 け

出 な け n ば な 5 な 11 0

保 護 者 に 変 更 が あ 0 た لح

き

保 護 者 及 び 児 童 \mathcal{O} 連 絡 先 等 12 変 更 が あ 0 た と き

長

延

長

2 学 童 ク ラ ブ を 利 用 す る 保 護 者 は 児 童 を 欠 席 又 は 早 退

さ

せ る

と

き

は

`

事

前

に 学

童 ク ラ ブ に 連 絡 L な け れ ば な 5 な **(**)

委 任

第 + \equiv 条 ک \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要 な 事 項 は 別 に 定

め

る

付 則

施 行 期 日

1

ک

 \mathcal{O}

規

則

は

令

和

六

年

兀

月

日

カコ

5

施

行

す

る

0

た

だ

L

次

項

 \bigcirc

規

定

は

公

布

 \mathcal{O}

日 カン 5 施 行 す る

準

備

行

為

2

日

前

に

お

7

て

ŧ

行

う

と

が

で

き

る

放 課 後 子 تلح ŧ 総 合 プ ラ ン \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} た \Diamond に 必 要 な 準 備 行 為 は ک \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 施 行

 \mathcal{O}

別表第一 (第二条関係)

川小カラブ	合プラン王五小クラ	五放課後子ども 王五小放課後	王三小クラブ	三小放課	合プラン王二王二	王子第二放課後子ども 王二小放課後子ども教室	王一小クラブ第四	王一小クラブ第三	王一小クラブ第二	総合プラン 王一小クラブ第一	子第	王子小クラブ第七	王子小クラブ第六	王子小クラブ第五	王子小クラブ第四	王子小クラブ第三	王子小クラブ第二		王子放課後子ども総合 王子小放課後子ども教室	放課後子ども総合プラン名	
十番二十三号 東京都北区豊島三丁目	十八番	都北区上	- - 1 -	東京都北区上十条五丁	目二番五号	京都北区					北区							番	都北	実施場所	
			四四		六五		四〇	四〇	四〇	四〇		四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇		() () () ()	

プラン	岩淵放課後子ども総合				赤羽放課後子ども総合		プラン	十条放課後子ども総合			も総合プラン	としま若葉放課後子ど			合プラン	東十条放課後子ども総		プラン	柳田放課後子ども総合			プラン			
岩淵小クラブ	岩淵小放課後子ども教室	赤羽小クラブ第三	赤羽小クラブ第二	赤羽小クラブ第一	赤羽小放課後子ども教室	十条小クラブ第二	十条小クラブ第一	十条小放課後子ども教室		としま若葉小クラブ第二	としま若葉小クラブ第一	としま若葉小放課後子ども教室	東十条小クラブ第三	東十条小クラブ第二	東十条小クラブ第一	十条小放課	柳田小クラブ第二	柳田小クラブ第一	柳田小放課後子ども教室	堀船小クラブ第三	船		堀船小放課後子ども教室		豊川小クラブ第二
	東京都北区岩淵町六番			十四番六	東京都北区赤羽一丁目		一番六]東京都北区中十条三丁	番五一百七	東京都北区豊島五丁目	番三十	京都北		ı	十四番二十三	東京都北区東十条三丁		一番二十	東京都北区豊島二丁目			十一番九号	京都北		
四〇		四〇	四〇	四〇		四〇	四〇			七 ()	四〇		四〇	四〇	四〇		四〇	四〇		四〇	四〇	四〇		四〇	四〇

		ラン	袋放課後子ども総合プ			総合プラン	桐ケ丘郷放課後子ども					プラ	の 北		プラン	木			総合プラン	第四岩淵放課後子ども				合プラ	
袋小クラブ第三	袋小クラブ第二	袋小クラブ第一	袋小放課後子ども教室	郷	小クラブ	桐郷小クラブ第一	桐郷小放課後子ども教室	都の北学園クラブ第五	都の北学園クラブ第四	都の北学園クラブ第三	都の北学園クラブ第二	都の北学園クラブ第一	都の北学園放課後子ども教室	梅木小クラブ第二	梅木小クラブ第一	梅木小放課後子ども教室	四岩小クラブ第三	四岩小クラブ第二	四岩小クラブ第一	四岩小放課後子ども教室	でしこ小クラブ	なでしこ小クラブ第三	なでしこ小クラブ第二	なでしこ小クラブ第一	なでしこ小放課後子ども教室
		十五番三	北			番二十三	東京都北区桐ケ丘一丁					十番一	東京都北区神谷二丁目		二十一番十	北区西が			十四番二十三号	東京都北区赤羽三丁目				十四番十七	東京都北区志茂一丁目
四〇	四〇	四〇		四〇	四〇	四〇		四〇	四〇	四〇	四〇	四〇		四〇	四〇		四〇	四〇	四〇		五.	四〇	四〇	七〇	

一も総合プラン電野川第二放課後子ど		合プラン 電野川放課後子ども総	西が丘放課後子ども総	総合プラン総合プラン	百浮間放課後子ども総	プラン 浮間放課後子ども総合
滝二小クラブ第二滝二小か課後子ども教室	滝野川小クラブ第四滝野川小クラブ第三	滝野川小クラブ第一滝野川小放課後子ども教室	西が丘小クラブ第二西が丘小クラブ第一のが丘小放課後子ども教室	赤台西小クラブ第二赤台西小クラブ第一	浮小クラブ第三浮小クラブ第二字小か課後子ども教室	八幡小放課後子ども教室 「学間小クラブ第二」 「学間小クラブ第二」 「学間小クラブ第二」
1 目十九番四号		 東京都北区西ケ原一丁	東京都北区西が丘一丁		番 京 一 号 光 区 浮	東京都北区赤羽台三丁目 東京都北区赤羽台三丁目
	四六四〇〇	四〇		四四五	八五五	

滝野川もみじ放課後子						田端放課後子ども総合		プラン	谷端放課後子ども総合				合プラン	西ケ原放課後子ども総		も総合プラン	滝野川第五放課後子ど			も総合プラン	滝野川第四放課後子ど		も総合プラン	滝野川第三放課後子ど	
み小放課	田端小クラブ第四	田端小クラブ第三	田端小クラブ第二	田端小クラブ第一		田端小放課後子ども教室	谷端小クラブ第二	谷端小クラブ第一	谷端小放課後子ども教室		西ケ原小クラブ第三	西ケ原小クラブ第二	西ケ原小クラブ第一	西ケ原小放課後子ども教室	滝五小クラブ第二	滝五小クラブ第一	滝五小放課後子ども教室	滝四小クラブ第三	滝四小クラブ第二	滝四小クラブ第一	滝四小放課後子ども教室	滝三小クラブ第二	滝三小クラブ第一	滝三小放課後子ども教室	滝二小クラブ第三
] 東京都北区滝野川三丁			十 四	東京都北区田端三丁目	番 一	東京都北区田端五丁目		十二番十七	北 区	五十一番二十八	東京都北区西ケ原四丁		十九番二十一	東京都北区西ケ原四丁			東京都北区昭和町三丁	十二番十四	東京都北区東田端一丁	五	東京都北区東田端二丁		十二番二十七	東京都北区滝野川一丁	
	四五	四五	五.	五.			四〇	四〇			四〇	四〇	四〇		四〇	四〇		三五五	三五	八〇		四〇	四〇		四〇

		とも総合プラン
滝もみ小クラブ第三	滝もみ小クラブ第二	滝もみ小クラブ第一
		目七十二番一号
四〇	四〇	四〇

夕	早		放		学	
方	朝		課		童	
延	延		後			
長	長		子		ラ	
利	利		ك		クラブ	
用	用		t			
) I3	/14		教			
			室			区
			<u> </u>			分
実	実	実	実	実	実	
施	施	施	施	施	施	
校	校	校	校	校	校	
\mathcal{O}	\mathcal{O}	の	の	の	\mathcal{O}	
授	休	休	授	休	授	
業	業	業	業	業	業	
日	日	日	日	日	日	
午	午	後五午	二放	午	放	
後	前	四時前	月課	前	課	
五.	八	時 (九	ま後	八	後	
時	時	三 十 時	でか	時	カュ	
	+	+ - "	はら	+	5	去
+	五	分月ら	` 午	五.	午	育
	分	ン か 正	午 後	分	後	成
月	カュ	まら午	後 五	カュ	六	時
カュ	ら	で翌及	四時	ら	時	間
5	午	年 び	時(午	ま	及
<u>광</u>	前	の午	三十	後	で	び
年	九	二後	+ -	六		実
0	時	月一	分 月	時		施
	ま	ま時	ر بر	ま		時
月	で	でか	まら	で		間
ま		はら	で 翌			
るで		`午	年			
は		午 後	<u>+</u> の			
14		ı ix	√			

	なでしこ小クラブ第二
	なでしこ小クラブ第一
	東十条小クラブ第三
	東十条小クラブ第二
	東十条小クラブ第一
	王五小クラブ第二
	王五小クラブ第一
学 童 ク ラ ブ 名	

西	西	都	都	都	都	都	な	な
が	が	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	で	で
丘	丘	北	北	北	北	北	し	し
小	小	学	学	学	学	学		ے
ク	ク	園	園	園	園	園	小	小
ラ	ラ	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
ブ	ブ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ
第	第	ブ	ブ	ブ	ブ	ブ	ブ	ブ
<u> </u>	<u> </u>	第	第	第	第	第	第	第
		五	四	三	<u> </u>		四	三

滝	润
五.	五
小	小
ク	ク
ラ	ラ
ブ	ブ
第	第
h	小
_	_

学童クラブ利用申請書

東京都北区長 殿

下記のとおり、学童クラブ利用の申請をします。

##電話	
番号等	
番号等	
世 氏名	
世 氏名	
##	分
児童 (新) 年生 保護者1 (申請者) 大方道 約 大方道 約 (新) 月月を希望する理由 保護者1の就労先 (本) 日本 日本 日本 (新) 日本 日本 日本 (本) 日本 日本 日本 (本) 日本 日本 日本 (本) 日本 日本 日本 日本 (本) 日本 日本	

【区処理欄】※ ここは記入しないでください。

受理者	!	確言	忍者	館長	・所長		事務后	担当者			
	受付番号	登録日	登録番号								
/ /		/ /		/	/	/	/	/	/	/	/

申 出 書

東京都北区長 殿

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長の利用申請に当たり、下記の内容に相違ないことを申し出ます。

申	出	日			年		月		日					
申出科	氏	名												
申出者(保護者)	住	所												
き者)	電	話												
疾病	疾病・障害	害名												
・心身	程	度												
障 害	入院先、病 通院期間が	療養 など												
看	看護介護で する者のE													
護	疾病・障害	害名												
介	程	度												
護	入院先、病 通院期間が	療養 など												
就	名 称・場	所							電話番号		()		
学	就学等の日	時間							通学時間		時間			分
等	期	間		左	F	月	日	から		年	月		日	まで
	休	田	毎週	(毎月)	曜日	(日).	、そのイ	他() 1 筐	百月	計	日
その	保護に欠り具体的な現	する里由												
の他	保護に欠り 期	ける 間												

記入上の注意

- 1 該当する欄に○印を付け、必要事項を記入してください。
- 2 就学時間等が曜日により異なるときは、それが分かるように記入してください。
- 3 申出内容を確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

学童クラブ利用承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、次のとおり承認します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
承 認 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
遵守する事項	 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。 児童を欠席させ、又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡すること。
	□ 特になし □ あり(次のとおり)
利用の条件	
利用の末日	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ利用不承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、審査の結果、次のとおり 承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
不承認理由	
備考	
万	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ利用待機通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、定員に達しているため、 選考基準指数を算出した結果、次のとおり待機させることを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
待機の理由	
選考基準指数	点
待機期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
待機内容	上記の待機期間に、希望する学童クラブに欠員が生じた場合は、申請があったものとみなして東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則第7条の規定により利用の承認を行う。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月 以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経 過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ延長利用申請書

東京都北区長 殿

1から3までの留意事項を確認の上、次のとおり、学童クラブの延長利用の申請をします。

- 1 学童クラブ延長利用ができるのは、保護者の就労等(通勤時間を含む。)の時間が午後6時を超えるご家庭の児童が対象です。学童クラブ利用申請時に提出の勤務証明書等により利用対象となるかの確認を行います。なお、延長利用をした場合は、原則、お迎えが必要です。
- 2 児童1名につき1枚必要です。
- 3 延長利用を辞退する場合は、「学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用辞退申出書」を学童クラブ にご提出ください。

	申請日		年	月	B				
申請者	氏名								
$\overline{}$	住所								
保護	電話								
	フリガナ								
児	氏名								
童	生年月日		年	月	日				
	学校名				学年	(新)	年生		
	申請理由として当てはまるものにチェックをしてください。								
申請理由	就労	出産予定	疾病・障害	看護・介護	学生・技能 習得中	求職	その他		
由									
	その他の内	容を記入して	ください。						
事	事務処理欄 								

【区処理欄】※ここは記入しないでください。

受理者		学童クラブ名		確認者	館長・所長	事務局	担当者
	受付番号	登録年月日	登録番号				
/ /		/ /		/ /	/ /	/ /	/ /

学童クラブ延長利用承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ延長利用について、次のとおり承認します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
承 認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
遵守する事項	1 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。2 児童を欠席させ、又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡すること。
	□ 特になし □ あり(次のとおり)
利用の条件	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ延長利用不承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ延長利用について、審査の結果、次のとおり承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
不承認理由	
備考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

ふりがな

児童氏名

生年日日

わくわく☆ひろば(一般登録)登録申込書

歳)

学

新学年を記入

年生

学

年

東京都北区長 殿 月

わくわく☆ひろばの一般登録に申し込みます。あわせて、保険加入のため、保険会社に個人情報を提供することに同意します。

	/ J III	1 /1									
保護者	者氏名	続柄	:			氏名	<u> </u>		菜	新学年	<u>-</u>
住	所	<u> </u>		兄							年生
				弟 							年生
電話	携帯	()		妹							年生
番号	自宅	()									年生
E-	7 A D.	緊急連絡先等【週				_		TT -			
		必ず連絡がとれる連絡先を記入(」 ふりがな(上段)・氏名(下段)	L記内容と 		合でも 連絡先						<u>ጉ</u>)
		3、7 // な (工秋) 以石(1 秋)			生小ロブし !						
	重絡先 1)					()			
緊急過	車絡先			いずれか	に○ ▶	携帯	・自宅	• 	协務先	・その	の他
	2					()			
緊急過	車絡先			いずれか	(CO ▶	携帯	・自宅	• 茧	协務先	・ その	の他
	3					()			
緊急過	車絡先			いずれか	に○ ▶	携帯	・自宅	• <u> </u>	游先	・ その	り他
	4)					()			
				いずれか	に○ ▶	携帯	・自宅	• 茧)務先 	・ その	り他
	以外で !えに					()			
	る方			いずれか	(CO ▶	携帯	・自宅	• 萬	游先	・ その	り他
						()			
お便り	り等へ	お便り・広報紙(映像含む。)の写真掲載の 子どもたちの活動中の様子や表情を紹介した					願いいた	こします	<i>t</i> 。		
の写真	真掲載										

お子様が参加する上で、スタッフに伝えておきたい事柄がございましたらご記入ください。例|アレルギー等

□ 不可

その他

[※] 一度登録申請いただくと6年生まで利用できます。登録内容に変更がある場合は、変更届をご提出ください。

[※] 学童クラブにお申込みの方は提出の必要はありません。 - 33 -

一 般 登 録 早 朝・夕 方 延 長 利 用 申 請 書

東京都北区長 殿

下記のとおり、一般登録の早朝利用・夕方延長利用の申請をします。

申記	青日(西暦)					年			月			日	E	申請	事区	分	l	いず	*h:	かに	チ:	エッ	ノク				新規			絲	迷続	
	住所	₹				_																										
携	帯電話					<u> </u>	保	護	<u> </u>	1														保	護	者	2					
番	骨等				<u> </u>	-					_										-	-					-					
申			フリ 氏		ナ 名					生	年	月	E							る 学	(す 軍	る	予足	定)			1年5 る幼科					J.
請									年(西層	Ē)	月	T	E]																	
児																																
童																()	新)						年	生								
	家庭から					ろばる	までの	の時	間	<u> </u>	þ	¦道	#	约						5.	}											
保			フリ 氏	ガ 名					続柄	利	用を	(希)	望す	トる	理	由		1	保訓	蒦者	10	か京	就労	先								
護											労								名和													
者											病・									生地	!	T			-T	T	П			Т-	TT	
1											生生・ での他			3 待	L]求]	載日)		電記		-tv i	` 7	`\ Z	1ギー	- t ~	(†道)	L	約	<u> </u>		······································
		-	7 J	ガ	ナ																				¥ C	()	7 但/		ボソ		7.	J.
保			氏	名					続柄	利.	用を	(希)	望す	トる	理	由					2 0	かす	就労	先								
護											労								名和		\perp											
者。											病· 生					屢・: □求〕			かる 電話	生地	<u> </u>	_T	T			Т		r 1		T	ТТ	
2											-エ ` : の他			3 17	L] /J(ı	现 十)				- tr i	 کر 7	トス	ルー	_ - で	 	└ <u></u> †道)	_	約		<u> </u>	······································
	利用を着	f望 ⁻	するみ	延長	医区分	· /	月に [:]	 チェ						(月	を	指定	する											ク	(複数	可		J
申 #	延長区	分	ì	通年		4	月	5	月	6	月	Τ	7 月	T	8	 月	Ç	9 月]	10	月	T :	11 F]	12	月	1月	T	2月		3 月]
請内	早朝延	長]			[]						
容	夕方延	長								[]						
	土曜日和																		第:		□第			〕第	3	□ŝ	年4	□第	5 5	±	曜日	
	保護者 2	L 、		外に 氏名		5家万	矢がり	いる	場合	流にに続		ト様	115 4			全員 F月					だる	さし			. =	 芝 <i>松</i>	: (学:	王)	• 在	割么	之笙	
同日				10-	<u> </u>					וטט	.II 1					年		-	月			3	-	1 , , , , ,	· .		. ()	<u> </u>		<u> </u>	П 1	
居家																年	1		月			╛										
族												-				年	\dashv		月			_ <u>-</u> ∃										
												ļ				· 年	1		月			_ ∃										
				お子	<u>^</u> さ/	んのり	病気·	やア	 レル	/ギ-	- , ;	_ 発育	な。	どて	انان	・ 記な	<u>ا</u> ت ت	とか	バあ	る場	i_	i	そ	の内	容を	とご	記入く	だる	さい。			
	申請児童 発育状況				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			-			•	- 1 -			- 1	5			-		_, .	,	-	•		_		- 1	J			
5	七月仏兀	ज		お持	きち の	か場1	合は	記入	. •	<u>آ</u>	身体	障	宇者	手	帳	(級)		東	京者	『愛	の手	-帳(度)	
生活	舌保護の	状沉	, ,	生活	5保記	蒦の)	適用:	があ	る場	場合に	こは	チェ	ツ:	ク	>]	適	用す	あり												
	備考 児童の住所																															
										/		THE ! -		¬ ,																		

【区処理欄】※ ここは記入しないでください。

受理者		ひろば名		確認	忍者	館長・	・所長		事務局	担当者	
	受付番号	登録日	登録番号								
/ /		/ /		24 -	/	/	/	/	/	/	/

一般登録早朝・夕方延長利用承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった一般登録の早朝延長利用・夕方延長利用について、次のとおり承認します。

児 童 氏 名													
児童生年月日		年		月		E	3						
保護者住所													
わくわく☆ ひ ろ ば 名													
							年月	度					
承認期間	承認月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	早朝延長												
	夕方延長												
遵守する事項	申請書の記載	事項に	変更な	ゔあっ	たとき	は、፲	直ちに	届け出	るこ。	と。			
	□ 特になし		□ å	あり (次のと	おり)							
利用の条件													

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

一般登録早朝・夕方延長利用不承認通知書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった一般登録の早朝延長利用・夕方延長利用について、 審査の結果、次のとおり承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏	名				
児童生年月	目	年	月	日	
保護者住	所				
わくわく ひろば	☆ 名				
不承認とす延 長 時			早朝延長	□ 夕方延長	
不承認理	由				
備	考				

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料 減額免除申請書兼同意書

東京都北区長 殿

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料の減額・免除を受けたく、別紙書類を添付の上、次のとおり、申請します。

また、この申請に当たり、必要があるときは、北区が有する私の生活保護情報、税務情報又は就学援助費認定情報を公簿により確認することに同意します。

	申請日			年	月	日	
申	保護者1氏名	署	名				
申請者(保護者2氏名	署	名				
(保護者)	住所						
1)	携帯電話 番号等			()		
	児童氏名				学校名		
	くわく☆ひろば 学童クラブ名				学年	(新)	年生
	咸額・免除を 開始したい日			年	月	日	
			生活保	護を受けてい	いるため		
			住民税	非課税のため	5		
	申請の理由		就学援	 助を受給して	 こいるため		
当	右欄の てはまるものに		世帯で	2人以上の児	記童が学童クラ	ブを利用している7	ため
I	チェックを してください。		世帯で	2人以上の児	記童が一般登録 記載の記述	早朝・夕方延長利用	用しているため
			食物ア	レルギーによ	こりおやつの提	と供を受けることが ^っ	できないため
			その他	()
	添付書類		被保護	証明書(原本	z)		
当	右欄の てはまるものに チェックを			非課税証明書 1日現在北区		った場合のみ添付)	
l	してください。			助費認定結果 外で就学援助		場合のみ添付)	
	備考						

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料 減額免除承認通知書

東京都北区長

~	
Н	Ш
Η.	1

申請のありました学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料の減額・免除について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名	
減額・免除期間	年 月 日から 年 月 日まで
減額免除する額	1箇月につき □ 円減額 □ 全額免除
	□ 生活保護受給世帯のため
	□ 住民税非課税世帯のため
	□ 就学援助を受給しているため
減額免除の理由	□ 世帯で2人以上の児童が学童クラブを利用しているため
	□ 世帯で2人以上の児童が一般登録早朝・夕方延長利用しているため
	□ 食物アレルギーによりおやつの提供を受けることができないため
	□ その他(
備考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料 減額免除不承認通知書

東京都北区長

印

申請のありました学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料の減額・免除について、次のとおり不承認することに決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名	
不承認の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料還付請求書

次のとおり、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料の還付を受けたく請求します。

			_	請	本	₹ <u></u>	<u>></u> !	額							円	-		
請	:	求		日				年			月		日					
請求者	住		j	所														
請求者(保護者)	氏		:	名														
者)	電	話:	番	号														
児	童	氏		名														
児童	重生	年	月	日				年			月		日					
わく: 学 章																		
						利用	辞退	したた	こめ	(年		月辞退)			
			由			生活	保護	認定を	を受り	けた	ため							
還	付	理		ь		住民	税非	課税と	となっ	った	ため							
述	נין	垤				就学	援助	を受約	合して	たた	め							
						食物	アレ	ルギー	- IC .	より	おやつ	つの提供	tを受	けるこ	とがで	きなか	かった	ため
						その	他()
納	付	期	ŀ	間				年	J	月	日	から		年	月	日	まで	
納	付	金	1	額														
減	免	期	ŀ	間				年	J	月	日	から		年	月	日	まで	
減	免	内	ţ	容	1箇	月に1	つき					円減額	Į			全額	免除	
還	付	金	1	額														
備			á	考														

学童クラブ・一般登録(早朝・夕方延長利用) 利用 承認・登録取消通知書

東京都北区長

印

申請のありました学童クラブ・一般登録(早朝・夕方延長利用)利用について、次のとおりその承認・登録を取り消したので通知します。

児	童		氏	名				
児	童 生	上 年	F 月	日	年	月	日	
保	護	者	住	所				
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名								
取	消	年	月	日	年	月	目	
取	消		理	由				
備				考	 			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月 以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経 過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ・一般登録(早朝・夕方延長利用) 利用停止通知書

東京都北区長	年
--------	---

次の理由により、学童クラブ・一般登録(早朝・夕方延長利用)の利用を停止したので通知します。

児 童 氏 名					
児童生年月日	:	年 月	Н Н		
保 護 者 住 所					
わくわく☆ひろば					
・学童クラブ名					
停止の理由					
停 止 期 間	年	月 日から	年	月	日まで
備考					

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都 北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請 求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを 提起することができます。

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用辞退申出書

東京都北区長 殿

次のとおり、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長の利用を辞退します。

	申出日			年	月	В			
	氏	名							
申出者	住	所							
	電	話							
辞退年月日			年	月	日				
児童氏名		名							
児童生年月日		月日		年	月	日			
	わくわく☆ひろば ・学童クラブ名								
	用を辞		□ 学童クラブ						
	トる内?	容		□ 学童クラブ延長利用					
	右欄の はまるも	らのに							
チェック		7		一般登録夕方	延長利用				
1 :	幹退理 _E	4							
Ė	+赵ᅸ!	#							

【区処理欄】※ここは記入しないでください。

登録番号	受理者	確認者	館長・所長	事務局	担当者
	//	/ /	/ /	/ /	/ /

de	-	
変	=	再
叉	<u> </u>	曲

東京都北区長 殿

次のとおり変更しましたので届け出ます。

	F	届 出日	白	F 月	日	
	わくわく☆ひろば ・学童クラブ名					
届		児童氏名				
届出者	保業	氏名				
	護者	携帯電話 番号等				
	7/2	変更日		F 月	日	
変更事項			住所	氏名	保護者の状況 (勤務状況など)	その他
		てはまるものに				
変更内容	新(変更後)					
内容	旧(変更前)					
	備	考				

【区処理欄】※ここは記入しないでください。

<u> </u>											
登録番号		受理者	確認者	館長・所長	事務局	担当者					
		/ /	/ /	/ /	/ /	//					

布す

東

京

都

北

区 手 数 料 条 例

の 一

部 を 改

正 す

る

条 例

の 一

部

 \mathcal{O} 施

行 期

日 を

定

め る 規 則 を 公

る。

令 和 五年十二月二十七日

東 京 都 北 区 長

田

Щ

加

奈 子

東京都北区規則第八十

三

号

東 号 京 都 東 付 北 京 則 区 都 た 手 北 だ 数 区 L 料 手 書 条 数 に 例 料 規 条 \mathcal{O} 定 例 す 部 \mathcal{O} る を 規 改 部 を 定 正 \bigcirc す 改 施 る 正 す 行 条 期 例 る 条 日 は 令 例 和 \mathcal{O} 五. 令 年 部 和 五. 六 \mathcal{O} 年 月 施 +東 行 京 期 月 都 日 北 を + 定 区 八 条 \Diamond 日 例 る と 第 規 三 す 則

付則

る

+

この規則は、公布の日から施行する